

## 子ども・子育て支援調査特別委員会会議録

### 1 開会年月日

令和8年6月9日（火）

### 2 開会場所

第一委員会室

### 3 出席委員（11名）

委員長	田中	としかね
副委員長	宮野	ゆみこ
理事	高山	かずひろ
理事	田中	香澄
理事	沢田	けいじ
理事	小林	れい子
理事	金子	てるよし
理事	白石	英行
委員	松平	雄一郎
委員	名取	顕一
委員	関川	けさ子

### 4 欠席委員

なし

### 5 委員外議員

議長	市村	やすとし
副議長	高山	泰三

### 6 出席説明員

丹羽 恵玲奈	教育長
多田 栄一郎	こども未来部長
吉田 雄大	教育推進部長
鈴木 大助	こども若者政策課長
日比谷 光輝	こども若者支援課長
野苺家 貴之	幼児保育課長

内 山 真 宏	こども施設担当課長
石 樵 さゆり	こども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所副所長
真 下 聡	教育推進部参事教育総務課長事務取扱
宮 原 直 務	学校運営課長
大 塚 仁 雄	児童課長
木 内 恵 美	教育センター所長

## 7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査担当	宮 川 美 帆
議事調査担当	阿 部 隆 也

## 8 本日の付議事件

### (1) 報告事項

- 1) 令和8年度保育園等入園状況
- 2) 柳町小学校Ⅱ期工事竣工後の柳町地区児童館・育成室について
- 3) 令和8年度育成室入室状況

### (2) 一般質問

### (3) その他

---

午前 10時00分 開会

○田中（と）委員長 それでは、子ども・子育て支援調査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員御出席をいただいております。

理事者につきましては、関係理事者に出席をお願いしています。そろっていますよね。

（「はい」と言う人あり）

---

○田中（と）委員長 それでは、最初に、理事者、出席理事者の追加についてお話ししますので、資料の運営方針（案）を御覧ください。

令和8年度の組織改正によりまして、子ども家庭部、支援、子育て支援課長、子ども施策推進担当課長、子ども施策担当課長、子ども家庭支援センター所長、学務課長、児童青少年課長が廃止されました。新たに、こども未来部長、こども若者政策課長、こども若者支援課

長、こども施設担当課長、こども家庭支援センター所長、学校運営課長、児童課長が設置された、このことに伴いまして、本委員会の運営方針における出席理事者について、記載のとおり変更したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 大丈夫ですね、名前変わっただけです。

それでは、そのように運営方針を変更させていただきます。

---

○田中（と）委員長 続いて、理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 また、委員会終了後には、視察・研究会について協議を行うため、理事会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 よろしくお願ひします。

それでは、委員会終了後、第一委員会室にて理事会を開催します。

なお、理事者の出席は必要ありません。

理事会だけやって、その後、委員会はなし。

（「なしです」と言う人あり）

---

○田中（と）委員長 それでは、本日の委員会運営についてです。理事者報告が3件ございます。課ごとに報告を受けて、質疑については項目ごとといたします。続いて一般質問、そして、その他、委員会記録について、令和8年9月の定例議会の資料要求について、そして閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 それでは、各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行って、本委員会が円滑に運営されるように御協力をよろしくお願いいたします。

---

○田中（と）委員長 それでは、理事者報告に移ります。

最初に、こども未来部幼児保育課から1件、お願いいたします。

報告事項1、令和8年度保育園等入園状況の説明をお願いいたします。

野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 おはようございます。それでは、資料第1号に基づきまして御報告いたします。

初めに、項番1、待機状況でございます。令和8年4月1日現在、希望する認可保育所に入園できなかった、いわゆる入所保留者は306人でございます。このうち、国の基準で待機児童数から除く児童等の数は300人でございます。結果といたしまして、国の基準上の待機児童数は6人となっております。なお、年齢別の内訳は、1歳児クラスで6人でございます。

続きまして、項番2、申込状況でございます。令和8年度申込数は合計1,688人で、昨年度より92人増加をしております。これは令和7年9月からの第一子無償化の影響によりまして、ゼロ歳、1歳の申込みが増加したことが主な要因であると考えております。

続きまして、2ページ、3ページ、4ページを御覧ください。園別・年齢別の入園状況でございます。2ページ上段の区立につきましては、柳町保育園、お茶の水女子大学こども園、認定こども園元町幼稚園等で待機が多く、こちらは前年度から同様の傾向となっております。2ページ下段から4ページの私立の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。

4ページの下段、年齢別の合計欄につきましては、ゼロ歳児クラスで176人、1歳児クラスで65人の欠員、空きがある状態となっております。現在、希望園を10園まで記載することができますが、希望園を多く記載すれば、いずれかの園には入園できる可能性が高い状況であることから、これまでのような本当にどこにも入れない待機という状況ではないものと考えております。なお、この4ページの表の一番右下に、先ほど申し上げました今年度の待機児童6人の記載がございます。

最後に5ページ、認可保育所待機児童にかかる年度比較でございますが、こちらは資料に記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○田中（と）委員長 それでは、報告事項1につきまして、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

もう一番に手を挙げた、沢田委員。

○沢田委員 おはようございます。今日もよろしく申し上げます。私からは2点です。

まず、1点目は、保育の質の担保についてです。これ前回に続く部分もあるんですけども、課長さんも替わられたので、詳しく伺いたいところがなんですけど、そうだな、利用者が

選べる時代になってきたという話をしたんですね。要は園が選ばれる時代になってきたと。そんな時代の変化の中で保育の質をどう担保していくかという話を前回したんです。それで、子どもの最善の利益が当然その目的なので、これを守るためには、保護者にも周知啓発が必要で、具体例としては、福祉サービス第三者評価を活用して情報公開を進めるべきだという話をしました。

ただ、おさらいなんですけどね、そのとき、この第三者評価って実態は、毎年受診して結果を公開している例は少ないというお話があったんですよ。大半の園は3年に1回とかで、要は情報を公開したとしても、それを基に選ぶことが難しいんじゃないかというような話があった。毎年受診するとしたら区の支援も先行投資も必要だという話があったんです。ので、これは課題として押さえておいていただいて、今回は少し視点を変えて、保育の質の中でも保育士の質、保育従事者の質の担保について伺いたいと思います。

要は、保育人材が不足したり保育士の離職率の高さが長年問題視されてきた中で、主に待機児童解消のために保育園をどんどん増やしてきたからですよ。その状況が、今、変わってきているわけです。こうして数字にもあらわれているように。そうすると、園の数が安定すれば保育士の就労環境も安定してきますし、離職率とか業務ストレスも落ち着いてきているんじゃないかと思うんですね。これちょっと、この後の質問に関わる場所なので、現場の感覚として把握しているものがあれば伺いたいんですけど、人材不足が、ただ、まだ保育でも、業界でも続いている、同じく人材不足が蔓延している介護の業界では、まさに今、事業者、区内ですよ、事業者が撤退して、介護従事者が離職したり就労環境が悪化したりというのが問題になっているんですよ。保育では今のところ事業者の撤退ということは顕在化はしてないと思うんですけど、ただ、子どもの数が減れば、当然、同じようなことが起きてくる可能性がありますよね。民間の事業者は事業を縮小してくるわけですから。そのときに介護と同じように急な撤退で利用者とか事業者が振り回されることもあり得るんじゃないかと思うんですが、そのあたりの対策、いかがお考えでしょうか。

○田中（と）委員長 聞いているのは、何。

○沢田委員 一つは、1点目が、保育士の就労環境……。

○田中（と）委員長 が改善されてんじゃないかみたいな話だよ。

○沢田委員 ああ、そうです、そうです。それを肌感覚としてお考えかどうか。

○田中（と）委員長 で、その先にあるのが撤退。

○沢田委員 はい。で、その先は、これは事業者の撤退ということは、介護と違ってまだ問題

視はされていないですけど……。

○田中（と）委員長 何をつなげたいの。

○沢田委員 え。

○田中（と）委員長 改善されてて撤退するというのはちょっとつながらないんで、そこだけちょっと整理して。

○沢田委員 改善されているかどうかというところは1点目の御質問。

○田中（と）委員長 のを聞きたい。撤退するかどうかというのも、何。

○沢田委員 はい。2点目の御質問は、撤退が今後あるとすれば、これ仮定の質問です、仮定の質問でもよければということで、仮定の質問はするなということだったら、ここはちょっと取り下げますけど。

○田中（と）委員長 前提が必要じゃん。仮定の質問する場合に。その前提が何かを聞いている。

○沢田委員 前提は、民間事業者が撤退して、保育のですよ、事業継承とかということが今の介護と同じようにこれから起きてきた場合、起きてくることを想定して……。

○田中（と）委員長 起きてきそうだという前提を聞いているの。

○沢田委員 何でしょう。

○田中（と）委員長 今、どういう状況だから起きそう。だから、区としてどういう対応するかという質問なら分かるんですけど、まだ何も起きてないのに、どうしようかと聞かれても困る。

○沢田委員 まだその保育の事業者の撤退は起きてないから。

○田中（と）委員長 起きるかもしれない前提をあなたが語ればいいのよ。

○沢田委員 あ、そうです、そうです。起きるかもしれない前提でお伺いしたいと。

○田中（と）委員長 どういう前提かって聞いているの。

○沢田委員 あ、何で事業者が撤退するかもしれないかということですか。

○田中（と）委員長 あんたが何を心配しているか。

○沢田委員 今言った、その子どもの数が減って、子どもの数が減って、実際に保育のニーズが減って、保育園の必要量が減って、保育園を減らします、数を減らしますということになったときに、保育事業者が撤退する。もしくは、介護も同じかもしれませんが、その事業者にもやっぱりその力の強さがあるんですよね。いわゆる経営体力とかって言われたりしますが、経営体力の強い事業者は、多少、子どもが減っても生き残るかもしれません。でも、

ぎりぎりで行っている、運営している、経営している事業者は、場合によっては、子どもがちょっと減ってきたら、もう経営体力がもたないで撤退しないといけない。そうすると、その代わりに、もっと経営体力の強い法人、会社など事業者はその事業を継承するというようなことも起きてくる可能性がある。今、介護で起きていることですが。同じようなことが起きた場合に……。

○田中（と）委員長 それはよくないと考えている。

○沢田委員 よくないじゃない。その先に、そうすると、従事者の就労環境とか、要は雇用継続もそうですけど……。

○田中（と）委員長 継続されるんじゃないの。

○沢田委員 従事者が雇用継続されるという前提で、委員長、お話しですか。

○田中（と）委員長 うん。

○沢田委員 その事業が継承されても、従事者は全員そのまま居抜きで継続できると。

（「それは分からない」と言う人あり）

○沢田委員 そうなんです。だから、その可能性があるわけですよ。従事者が継続できない可能性がある。今、介護でまさに起きていることですがけれども。

○田中（と）委員長 誰に聞きたいの。

○沢田委員 それを、所管であるこども施設担当課長さんにお伺いしたいと。

○田中（と）委員長 可能性を。

○沢田委員 ああ、可能性じゃなくて、その可能性があるとするれば、私が言っているような可能性がないですっていうなら、もうそれで御答弁はいいです。あるとするれば、その対策も含めてお伺いしたいと。

○田中（と）委員長 それは課長、ないですとは言えないよ。

○沢田委員 いやいやいや、その可能性の部分も含めてお伺いします。

○田中（と）委員長 聞いてみましょう。

誰課長、内山課長。

○内山こども施設担当課長 まず、2点御質問いただいているかと思っております、まず1点目、私立の保育園の保育士等の人材確保の部分でございます。区ではこれまで保育士等の人材を確保するために、保育園の仕事が処遇も含め魅力的であると思えるような環境づくりが重要だと考えてございます。こうした職場の環境づくりは一義的には保育事業者が担っていくものであるというふうに考えてございますが、区としましては、保育士等のキャリアア

ップに対する補助、保育従事職員の宿舍借り上げの補助などを行うことで、待遇面の支援を行うことによりまして、人材育成というものを支援しているという状況でございます。

2点目の事業譲渡の部分、事業譲渡というか撤退したときの対応でございます。現在、文京区の私立の認可保育所の中で、たんぼぼ第3分園という分園がございますけれども、そちらの運営事業者のほうから今後の運営に関する御相談が昨年度ございました。その中には、閉園も含めた様々な選択肢も含めて御協議を進めてまいりましたけれども、最終的には閉園ではなく事業譲渡という形をとったというふうに伺ってございます。本件につきましては、後継事業者のほうがございますけれども、そちらの部分につきまして調整等を行ってございますけれども、基本的には後継事業者様のほうからは、職員が引き続き第3分園で勤務を希望した場合につきましては、積極的に採用をしたいという提案を受けてございまして、区としましては採用の継続に配慮を求めてまいりたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 そこなんです。ちょうど例が出てきたのでお伺いしたいんですけど、その後継事業者は引き続き希望する職員は積極的に採用したいという意思是示しているわけですよ。その意思が、具体的に同じような給与であったり、休日であったり、就労条件を確保できるかというところがポイントになってくると思うんですね。

何でこんなに細かく伺っているかということ、介護のほうでは同じく事業継承がありました。言ったらいいのか、千駄木の郷で事業継承がありました。後継事業者が同じように引き続き希望する職員は積極的に採用すると言いました。区も配慮してくれと何度も頼みました。ただ、結果はほとんど大半の職員が入れ替わった。で、職員さんから、その辞めた職員さんから、こんな給料とか、こんな働き方じゃ働いていけないというような具体的な声も区に上がったんだそうです。だから、その介護と同じ轍を踏むなということではちょっとないのかもしれないんですけど、そういうことが保育では起こらないですよ。起こらないための対策ということが保育ではとられているんですかということをお伺いしたかったんですが、いかがでしょうか。これも仮にそういうことがあったとしたらみたいな話なので、適切じゃなかったら止めていただいて大丈夫です。

○田中（と）委員長 内山課長。

○内山こども施設担当課長 雇用に関する条件の部分でございますけれども、その部分は、やはり運営法人が一義的にはそれぞれの事業計画等に基づきまして、自主的な判断と責任において行われるものでありまして、それについて区のほうで判断の是非というのを具体的に介

入を行う立場ではないというふうに考えてございます。一方で、やはり保育の質の低下というものを防ぐという観点におきましても、やはり一定の職員の方については勤務していただく必要がございますので、我々といたしましては、繰り返しになりますが、採用の継続に配慮を求めてまいりたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 うん、そうなんですよ。区が職員の採用の是非に介入はできない、それは分かるんです。ただ、介護のときも、例えば休日数とか、これ保育園に直接関係なかったですけども、その勤務シフト、夜勤なんかもありますのでね、そのあたりをできるだけ、これも激変緩和って言ってましたね。その職員にとってですよ、従事者にとっての激変を緩和するための対策を求めてもらった結果が、今、お話ししていたことなので、従事者、違う、事業者にフリーハンドで任せてしまうと同じことが起きる危険があると思ったのでお伺いしたんです。だから、ちょっと一歩踏み込んでできることを、まだ保育ではそういう問題は顕在化してないわけですから、これから起こるかもしれないと想定して対策を考えておいていただきたいと思うんです。

その一案を持ってきたのでお話ししたいんですけど……。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 ええ。

○田中（と）委員長 保育園の入園状況の質疑です。

○沢田委員 保育の質の担保は……。

○田中（と）委員長 違う、入園状況。

○沢田委員 保育園の入園状況とは違うということ。

○田中（と）委員長 うん。一般質問でやれば。

○沢田委員 ああ、保育の質を担保すること……。

○田中（と）委員長 保育園なら何でもいって話ではない。だから一般質問でやれば。

○沢田委員 今日の質問は、保育園の入園状況に関する質問なので、保育の質をどう担保するかという話は適切じゃないと。

○田中（と）委員長 誰が言ったのよ。

○沢田委員 という話じゃなかった。

○田中（と）委員長 タイミングじゃないよという話。

○沢田委員 今、質問を止められているのは、そういうことではないんですか。

○田中（と）委員長 うん。ここからまた続くのであれば……。

○沢田委員 保育の質をどうすれば担保できるかというアイデアを質問としてお伺いして……。

○田中（と）委員長 質問じゃない。アイデアの開陳でしょ。

○沢田委員 私のアイデアの開陳だけだから、御意見を伺うということはしてはいけないという  
ことですか。

○田中（と）委員長 うん。一般質問でやったほうがいい。

○沢田委員 あ、それは一般質問でやるべしと。

○田中（と）委員長 うん。そうでしょう、皆さんに意見開陳するんだったら。

○沢田委員 皆さんにお伺いをしているということですか。

○田中（と）委員長 そうでしょう。

○沢田委員 ここで今、皆さんが保育の質を担保する……。

○田中（と）委員長 ここでこの、あのね、入園状況の状況確認をするために、皆、質疑待っ  
てるのよ。それを優先したいと言っているわけです、私は。議事進行としてね。

○沢田委員 ので、この先は一般質問でやるべきだと。

○田中（と）委員長 やったほうがいいよと思っています。

○沢田委員 ということでよろしいでしょうか。

○田中（と）委員長 うん、よろしいです。

○沢田委員 よろしいでしょうか。

○田中（と）委員長 うん。

○沢田委員 はい、分かりました。じゃ、2個目の質問に伺います。

2点目の質問は、今度は区立保育園の……。え、異論があれば言ってください。やっぱこ  
こで質問すべきだとか。委員長の権限ですからね、議事整理権ということで。じゃ、この先  
は、ごめんなさい、一般質問でまた伺います。

2点目の質問は、今もお話した選ばれる園づくりに関連して、今度は区立保育園のほう  
です。区立保育園のゼロ歳児保育に関してなんです。表で見ていただくともうすぐ分かるん  
ですけど、区立園も利用者を選ばれる時代になってきていますよね。実際に空きが出てきて  
いる。今申し上げた職員の、保育士の質もそうですし、そもそも区立保育園の中でゼロ歳児  
を、ゼロ歳児保育をやってない園というのがまだあるわけです。これは以前伺ったときに主  
に保育室のスペースの都合でできないというお話を伺ったんですが、中で私がちょっとこの  
直近で気になっているのは藍染（あいそめ）保育園、藍染（あいぞめ）保育園というんだっ

けな。

○田中（と）委員長 地元でしょう。

○沢田委員 いやいや、何かね、藍染（あいそめ）町というんですけどね、藍染（あいそめ）保育園で登録されていると聞いた。まあ、いや。はい、藍染保育園、場所、区境に近いんですよ。要は台東区側からの子どもがあまり期待できない上に、近隣には有名な私立園もあったりして、要はニーズという意味で、ほかの区立保育園とちょっと違う立場にある、スタンスにある。しかもゼロ歳児保育をやっていない。昨年度、建て替えのために仮園舎に用地を取得して準備に入ったという話なんですけど、たしか現在の園舎、今、園舎が建っているところの隣地にも土地を取得しているんですよ。数年前に取得していますので、それも含めて建て替えればスペースを増やせる、つまり、ゼロ歳児保育をスタートできる。園の建て替えと、園舎の建て替えと同時にスタートできるいいチャンスなんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 野苺家保育課長。

○野苺家幼児保育課長 藍染保育園の仮園舎につきましては、隣地を購入いたしまして、新園舎のときには現状より広い土地面積が使えるという状況でございます。来年に向けて基本設計を行う予定でございますけれども、その中で、いろんなニーズ、多様なニーズに応える必要があるということで、今、委員から御指摘いただいたようなゼロ歳児保育の可能性ももちろんそうですし、あとは医療的ケア児の対応ですね、こちらのニーズもあるということで、様々なニーズを総合的に考えまして、そのときにゼロ歳児保育の必要性が藍染保育園であるということであれば、可能性はありますけれども、現時点で未定の状況でございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 判断はまだ少し先ということで、分かりました。

もう一つ気になっているこの建て替えの関係でいうと、しおみ保育園、これも園舎の老朽化が進んでいますよね。そして、過去の議論の中で、藍染を建て替えた後は、その仮園舎をしおみ保育園でも使って、しおみも続いて建て替えるというような話もあったと思うんです。そうだとすると、この仮園舎としての土地の活用が長期化してきますよね。気になるのは、新しく取得した土地ですけど、その近隣の住民とか地域の反応です。もともとここ、私の知っているところで駐車場だったんですけどね、そこに建物が建って、3階建てなのか4階建てなのか分かりませんが建って、子どもたちのにぎやかな声が聞こえてくると。それがどのぐらいの期間なのかみたいなのは気になる場所だと思うんです。ので、後で聞いてなかつ

たよというようなトラブルにならないためには、できるだけ明確なビジョンとそのプランを説明すべきだと思うんですね。

これ、先日の本会議でもお話ししたんですけど、近隣の根津地区って、その地区まちづくり基本計画というのがあって、まちづくり協議会も設置されているんです。つまり、住民主体のまちづくりの風土が根づいている場所です。加えて言うと、地区の町会連合会からも、町会連合会からも、毎年、この基本計画に書いている防災空地の整備、それから災害時の拠点となる備蓄倉庫の整備を要望する声が届いているんですね。つまり、長期的にこの今の仮園舎用地を藍染、しおみと続くかもしれませんが、その先には地域のニーズである防災空地とか防災拠点の整備とつなげて、しかも住民と一緒に協議をする、土地活用の検討をしていくという方針を示すことができれば、住民の納得感が上がると思うんですが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 それ、保育課長が答えられるの。

野苺家保育課長。

○野苺家幼児保育課長 藍染保育園の仮園舎の建設の土地につきましては、現在、オーナーとの売買契約締結に向けて最後の交渉をしているところでございます。オーナーからは、文京区に土地を譲るときの、お譲りいただくときの条件というか希望の一つとして、これまで駐車場等経営で地域に様々、オーナーが協力をいただいたということで、地域ニーズに応えるということで、行く行くは防災空地ということの活用も検討してほしいということを私ども承っているという状況でございます。

藍染保育園の仮園舎のあと、しおみ保育園等、今のところ私どもイメージはございますけれども、藍染保育園以降の計画につきましては、現時点ではまだ未定ということでございます。

地域の皆様に対して丁寧に説明をというのは、まさにそのとおりと私どもも思っております。中長期的なビジョンを示しながら、地域の方に御理解をいただいて、あちらの土地の運営がスムーズになるようにということは我々も十分承知をしておりますので、そこについては十分意を用いて対応していきたいと考えているところでございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。最初に申し上げたとおり、今後も選ばれ続ける区立保育園であるためには、地域の方たちとの信頼関係、協力関係大事だと思いますので、配慮しながら話を進めていただければと思います。

残りは、1点目の最後のほうは一般質問で伺います。

以上です。

○田中（と）委員長 一般質問で、その後の空地の利用方法のアイデアとか要らないの。

（発言する人あり）

○田中（と）委員長 あ、そう。

ほかに御質疑のある方。

小林委員。

○小林委員 私のほうからは、ちょっと沢田議員、委員と似たような質問になってしまう、ちょっと申し訳ないんですけども、欠員と定員調整について伺いたいと思います。

ここ数年、経営難に陥る私立認可保育園が出始めております。ハッピーマム茗荷谷に関しては、賃料の折り合いがつかないという理由でしたが、令和7年度の同じ資料、欠員を見ますと37人で、定員の65%が欠員になっていたのが非常に気になりました。また、最近では、たんぼぼ保育園第3分園も経営難につき事業譲渡に至ったということですが、こうした経営難、撤退が続いている理由について、まずお伺いします。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 撤退した要因というところがございますけれども、やはり保育園の定員というところ、やはり充足率というところも一定影響あるかと考えてございまして、具体的には、在園児童の進級を確保しながら、幼児クラスからの入園希望者に対応できるように定員の傾斜がかかってございますので、3歳児以上については、定員に対し空きが多くなるという現状があるかということと、また、文京区は3歳から幼稚園等のほかの施設に希望する家庭も多いことも、定員に対して大きい、空きが多い要因となっているというふう

に分析してございます。

そういったところをとらまえて、区としましては、運営費補助金や保育サービス推進事業費補助金に加えまして、令和5年度重点施策で保育環境改善補助を始めたり、令和7年度重点施策で新たな賃借料補助を展開する等、様々な支援を実施いたしまして、事業者の継続が、事業継続ができるような支援というものに取り組んでいるところでございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。続けて、ちょっと定員調整について三つ続けて伺いたいんですけども、今年度の欠員の状況を見ますと、区立保育園では大塚や目白台の欠員が多くて、私立保育園を見ますと、例えばキッズパートナー、テンダーラビング、クオリスキッズ、グロ

ーバルキッズなど、区内で運営している複数園で定員割れしている事業者も多いという特徴があります。区立だから、例えば大企業だからと安心できないと思いますが、状況はいかがかということがまず1点。

また、2点目、ゼロ、1、2歳の欠員は年度途中で定員が埋まっていくということなんですけれども、先ほどもおっしゃられた3、4、5歳児の定員割れについてはカバーできるものではなく、この子ども・子育て委員会の、過去の子ども・子育て委員会でも、定員の見直しや定員調整をするべきではないかという意見も上がっておりました。区立、私立それぞれの欠員への対応及び欠員調整をしている事例があれば教えてください。

最後に、三つ目なんですけれども、欠員が多い園として、テンダーラビング茗荷谷、クオリスキッズ江戸川橋、グローバルキッズ茗荷谷、さくらみらい小日向など、小日向かいわいに集中していることも懸念しております。なぜなら、この地域では小日向台町小学校の改築に伴い、小日向台町幼稚園が認定こども園化されるため、将来、こうした私立保育園の経営をさらに圧迫しかねないのではないかと懸念しております。将来を見据えて対策すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 私からは、ゼロ、1、2と3、4、5のバランスのギャップについてというところでお答えしたいと思います。

今、委員御指摘いただきましたとおり、区の現状は、現在、需給の二極化というような状況にあるかなと思っています。ゼロ、1歳クラスにおける定員の不足、3、4は逆に定員が割れているという状況でございます。

まず、ゼロ、1の定員の不足につきましては、こちら様々な社会的要因もあるかなと思っています。女性の就労率の上昇ですとか育児休業の早期復帰ニーズ、あとは第一子の無償化ですね。これらが相まり、これらが伴いまして、ゼロ、1歳児に対する保育需要が高まっているということでございます。これは区立、私立問わずということでございます。

一方、3、4、5につきましては、少子化による就学児童数の減少ですとか、あと施設の、既存の施設の整備が一定程度進んだということで、定員に対して入所児童数が下回るということです。特に3歳から例えば幼稚園に行かれるとか、状況の変化もございますので、3、4、5が定員割れということは慢性的に続いているという状況は認識しています。

区としまして、これらにどう取り組んでいくかというところでございますけれども、例えば施設の機能の転換ですとか多機能化を支援するようなことも可能性としてはあるかなと思

っています。

ちょっと私立に触れますけども、例えば定員割れの施設に対しましては、一時保育ですが、誰でも通園制度等、子育て支援拠点への機能の拡充を促すような何かこうアプローチが区からできればということはあるかなと思っています。また、認定こども園への移行も見据えておりますので、こちらも保育の需要を喚起する一因になるかなと思っています。

実際、その中長期的な需要に基づいて様々判断をしていかなければいけないわけですが、新規整備につきましては、特にゼロ歳から2歳の特化型の施設の優先的な整備を進めるような取組は、可能性としてはあるのかなと思っていますところでございます。

私立のほうは担当課長から御説明いたしますけれども、全般としましては、区は待機児童ゼロを常に目指していくということですので、区立、私立問わず、行政が力を発揮して文京区の保育の質の、質と量の確保に努めていきたいと思っていますところでございます。

○田中（と）委員長 内山担当課長。

○内山こども施設担当課長 私立保育園の在園者数のところでございますけれども、御指摘のやはり3歳児から5歳児までについては、年間を通じて定員が埋まらないということが続くという場合が当然ございます。そういった点につきましては、今後、定員の見直しの部分につきましては、運営事業者様と御相談をしながら、各地域のニーズを確認しながら、一体どういった定員であるかというところは協議が必要になってくる場面も今後出てくるかなというふうに考えているところでございます。

一方で私立保育園等につきましては、委託費ということで、一定、その運営に対する補助を行ってございます。委託費につきましては、利用定員が少ない場合、単価が高くなるという性質がございますので、認可定員と呼ばれるものと在籍人数が大きく乖離している保育園につきましては、保育事業者からの申請に基づきまして、認可定員ではなく4月1日の在籍人数、そういったものを利用定員とすることで委託費の単価を高くするというのを、毎年調査した上で、申請に基づいて行ってございます。今後とも、そういった支援を含めまして、事業継続に努めていきたいというふうに考えてございます。

○田中（と）委員長 よろしいですか。

小林委員。

○小林委員 答弁漏れかと思うんですけども、例えば区立保育園の場合は、欠員があっても母体、母体が区立だから全然オーケーよという話なのかどうかということもお聞きしたいですし、あと、先ほど認定こども園も、こども園も保育園部分あるのかも、あるとは思いますが

けれども、文京区の場合は幼稚園型ですし、今、人気、元町も含めて、認定こども園というのはすごく人気が高くなっていて、幼稚園もこれから、区立幼稚園もこども園化すれば安泰かなというふうに思うんですけども、その一方、私立保育園の経営を圧迫することになりかねないのではないかとこのことを伺ったんですが、そこのお答えをください。

○田中（と）委員長 内山担当課長。

○内山こども施設担当課長 確かに、地域によりましては、ほかの認定こども園、そうですね、等々の子どもたちの、ある意味では、そこら辺のニーズってところはあるかと思うんですけども、そういったところも含めまして、各地域のニーズというものをしっかりとらまえて、今後、検討していく場面が出てくるかなというふうに考えてございます。

○田中（と）委員長 何を検討する。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 多分、これまでの議論の中でも、認定こども園化はずっとされていくと思うし、ゼロ歳児保育をするだとか、認定こども園で、幼稚園が、今、定員足りないという問題もあるので、その辺も含めて保育園の在り方も見直していくべきじゃないかなというふうに思っております。

最後にハッピーママもたんぼぼ保育園も事業譲渡という形をとっているんですけども、区が土地や建物を貸しているプロポーザルと、そういう民間の認可保育園では違うかもしれないんですけども、事業譲渡という形をとることが、今後、物価高騰も続いていきますし、経営難に陥る私立認可保育園というのも出てくるかもしれないんですけども、こうした事業譲渡の形が、今、2パターン、二つの事例ができてしまっているんですけども、この形をとることが適正なのかどうかということと、また、先ほど沢田委員もおっしゃられていますけれども、事業譲渡の際には職員が辞めさせられたり、給料が下がったり、職場環境が悪くなれば、子どもに影響が出ることも考えられます。区として、突然の撤退を防ぐために、早めの相談をしてもらうなど、何らかのルールづくりや予防策が必要だと考えるんですけども、お考えを伺います。

○田中（と）委員長 内山施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 まず、ハッピーママなんですけれども、こちらは申し訳ございません、事業譲渡ではなく廃園という形で、ええ、廃園してございます。たんぼぼ保育園の案件につきましては、先ほど御説明をさしあげたとおりでございます。

その事業譲渡自体が適正かどうかというところでございますけれども、やはりこの急な閉

園というものは、在籍しているお子様でしたり保護者様に大きな影響が出てしまうということとは区としても認識してございますので、我々としましては、様々な機会というものを捉えまして、保育事業者と意見交換を行う中で運営状況を確認をしていくというところと、巡回指導等も行ってございますので、そういった園の運営支援であったりとか、先ほどから申し上げているような各種補助金、そういったもので支援を継続しているという現状でございます。

一方のたんぽぽ保育園の第3分園のところにつきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおりですけれども、基本的には後継運営法人のほうで給与面の処遇については自主的な判断と責任において行っていくものと認識してございますけれども、我々としましては、雇用の継続、そういったものも最大配慮を求めてまいりたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 私も沢田委員と同じように、介護事業者で起こっていることと、今後、この私立認可保育園などで起こることも、それを参考にして同じようなことが起こらないようにしてほしいというふうに思っておりますので、経営難にならないように協議とかを綿密にやっていただいたり、事前、なかなか経営難に陥っているという話は聞かないって、毎回聞いていてもそういう御答弁返ってくるんですけれども、そういうことを、今、こういう欠員の数字としてあらわれていたりしますので、対策のほうを早めにやっていただきたいというふうに要望いたします。

○田中（と）委員長 続いて、田中香澄委員。

○田中（香）委員 今、御報告いただきました入園状況におきましては、待機児童が2名まで減少したということだったり、また、これが段階的に進めてこられた定員の拡大、また、地域のニーズに応じた定員適正化の取組などの成果があらわれているというふうに、関係部局の方には深く敬意を表するものでございます。

一方で、今、課長からも御答弁ありましたとおり、国の無償化があり、こういった状況もあって、みんなハッピーだという状況があるのかと思う、思いきや、なかなかそういった事業所の経営難だったり、あるいはゼロ、1の定員が足りない、また、3、4、5の定員が割れているといった二極化といった課題があって、非常になかなか難しい問題がこれからも続いていくのかなというふうに感じました。

先ほど、どのように取り組んでいくのかというふうな御質問を課長が御答弁してくださいましたので、こういった、例えば誰通の制度をしっかりと運用して、それで定員をしっかりと担

保していくとか、また、定員の見直しの協議の場面がこれから出てくるかもしれないというようにお話もございました。こういった、区民もより安心な選択肢を増やしていただきながら安心な保活をしたいと願っております。ぜひ、それに近づいていけるような施策の展開をしていただきたいと、まずお願いをしたいというふうに思います。

区の受け止めもよく分かりましたし、また、私どものほうにも保護者の方から待機児童がゼロに近いと聞くけれども、無償化になって自分もエントリーをしたと。しかし、やはりフルタイムの方たちと並ぶことができずに落ちてしまうとか、希望の、一番自分の住居から近いところから漏れてしまうとか、そういった嘆きの声というのは少なくないということなので、ぜひ今後はそういったミスマッチを解消してマッチングを進めていただきたい。

そのために、今、DX等で施設状況ですとか、また、そういった相談の事業等も進んでいて利便性も高くなっているかと思しますので、そういった取組についてはどのように御努力をされているのか教えていただきたいと思います。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 保育のDXについての現状ということですがけれども、一番はこれまでも御答弁の中でお話がありましたけれども、例えば、AIの入園選考ですとか、あとは保育園の入園事務のDX化ということで、主にこちら職員、バックヤード側のDXというのは一定程度進んでいるというところがございます。国が保育DXということで、保活に、これ日本全国、自治体が共通して使えるプラットフォームを国が用意をして、そこに各自治体が参画をするというような思想の下に、現在、取組が進んでいるというところがございます。

保活とDXというのは非常に親和性が高く、本当に利便性が高く、業務効率、あとは情報サービス、保育のサービスの質の向上につながりますので、そこは今年度、今すぐということではないんですけれども、我々は十分認識をしております、情報を適宜アンテナを張って取りながら、取り組めるところから随時進んでいきたいと思っているところがございます。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。保活をしている当事者が、自分のスマートフォンからこういった、そういった自分の世帯状況だとか、あるいは様々な状況をインプットして、指数を計算したり何かするというような、そういった利便性の向上というのはあるんでしょうか。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 保活のワンストップの中には、そういった要素も含まれるものがございます。

○田中（と）委員長 香澄委員。

○田中（香）委員 まだそれは広く区民に還元されているものではないということでしょうか。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 現時点で導入はしておりませんで、今後の展開ということになります。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。ぜひ、そういったこともスピード感を持って取り組んでいただいて、両面からDXで保活をサポートしていただきたいというふうに思っております。

先ほど、保育の質のお話があって、私も事業譲渡をされているケースということに関しては、どういった背景なんだろうと。こういったことが進んでいくのかなというような心配の声や、私自身も心配するところはなきにしもあらずでございます。しかし、私が聞いている当事園のことですので、あまり開示することは不適切なのかなというふうに思うわけなんですけれども、先ほど課長のほうから、こういった経営難に陥らないように環境の整備をしていくといういろいろなお取組は、もう当然やっていただきたいということなんですけれども、それよりも、保育士がやはり働き方、ハードワークだと。要するに、そういったスキルを上げるような支援があったり、職場の宿舍の借り上げをしていただいてお金の面でサポートしていただけるということ、大変にありがたく思っておりますけれども、そういったハードワークだと、働き方がなかなか変わらないと、人を増やしてもらえないというような悲痛な声もあります。そういった意味では、事前の本当に御相談ですとか、そういった事業譲渡、今回、私は結果的によかったなというふうに思っている一人でございますけれども、そういった事前の区のサポートというのが、これからはよりきめ細やかにやられる必要があるのかなというふうに思うんですが、そのあたりのお取組を今後どうしていくのかだけお伺いしたいと思います。

○田中（と）委員長 内山施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 そういった働き方も含めたところの対応というところでございますけれども、我々としましては、常日頃から保育事業者と様々な機会を通しまして意見交換というものを行っております。例えば、それは巡回指導という形であったりとか、指導検

査というような形もございます。また、そういった形で保育園のほうからの御相談に応じまして、我々としても適宜適切な支援というものは、補助金の活用もそうですけれども、させていただいてございますので、あらかじめそういったアンテナをしっかりと張ることによりまして、経営難というところ、今回ございましたけれども、そういったものを何か側面的に御支援できる方法がないかも含めて今後は対応して検討していきたいというふうに考えてございます。

○田中（と）委員長 野苺家保育課長。

○野苺家幼児保育課長 先ほど保育のDXのところ、入園の事務のDX化というところありましたけれども、正しくは入園の申込みそのものは、今、LoGoフォームを活用しておりまして、紙の申請より圧倒的にデジタルの申請が多いという状況でございますので、スマートフォンからも可能ということですので、保護者の方、業務効率、両方、今はかなっているという状況を補足させていただきます。

○田中（と）委員長 ほかに御質疑のある方。

金子委員。

○金子委員 資料1号の入園状況について質問していきたいと思うんですが、子どもの成長・発達を等しく保障するという点では、文京区が認可保育所の増設で待機児童対策をやり、同時に区立保育園も残すことによって、先ほど触れられましたけれども、巡回指導とか指導検査の体制も区の職員の中にノウハウがあり、これが可能になるという体制をつくってきたことについては、従来どおり、これ私たちとして評価をしているものです。そのことは今後も文京区のやっぱり大事な宝物というかね、ものとして大事に維持発展させていっていただきたいというふうに思っております。

その上で、資料にもありますように、待機状況、1、待機状況のところ、入所保留という数、入所保留者306人、これの内訳について確認をしたいというふうに思います。というのは、やはり入所申込みというのは、最終的には不服審査というようなことでね、対象にもなるより重い行政処分ですよ、一種ですよ。それで、その数が306で、この資料の説明によれば、国の基準で待機児童数から除かれているという数字ですから、が300ということになるわけですが、その中身というか、もっと端的に言えば、その子どもたちが今どういう状況になっているのかなというのをきちんと確認しておく必要があるというふうに思うんですね。

そこで、ちょっとその前提として、この資料の中にある入所申込みは1,688なわけですよ

ね。306を引くと、逆に認可園に入所できたのは1,382人ということになります。認可入所率が82%ってこれは、私が手元でずっと数字とっている範囲では、過去4年間ぐらいでほとんど変わってないんですね、変わってないんですね。だからこれについても、これは少しずつ引き上げていくという方向が私としては必要なんじゃないかと思うんだけど、これはまずどう捉えているかというのは1点。

それから、その306人ないしは300人の内訳についても御説明をいただきたいと思います。特に、国の基準でというところがね、これから答弁いただけると分かるかと思いますが、そうはいつでも、この国の基準で待機児童数から除いた場合に、この間、聞いているのは、何らかのそれでも保育を受けている児童数というのは何人いるのかと、具体的にはどういう形でという形で御説明いただきたいんですね。それから、逆に何にも保育を受けてない可能性があるという子どもも固まりとして何人、その内訳というのはこれ出ると思うんですよ。これも御説明いただきたい。それから、この数年、まさに国の基準でというところで、育休制度と絡めた形でのね、数字のカテゴリーというのもあったはずなんで、これも今年どのようなになっているのか、数字とともに御説明をいただきたいというふうに思います。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 まず、認可保育所に入る充足率の話でございますけれども、この間、一定の82%、83%で推移しているというところでございます。これを、この現状をこのままでいいかということは当然私どもは思っておりませんで、1%でも毎年高めるという方向性は持っているところでございます。

2点目の、国の基準で待機児童数から除く児童等の数300人ということで、この内訳の御質問でございます。こちらの内訳でございますけれども、初めに、希望する保育所に入れなない場合は育児休業の延長も許容できるという、保留許容と呼んでおりますけれども、これが87名でございます。次に、区外に在住されている方、こちらが15名でございます。また、既に区内の認可園に入所しているが、転園を希望している方、こちらが66名いらっしゃいます。また、他区の認可園に入所している方が1名でございます。このほか、申請の取下げ等が56名でございます。また、認証保育所や幼稚園、企業主導型園に入所している方というのが15名でございます。このほかに、求職活動の休止中の方が2名、育児休業状況の未申告の方が3名、希望園が第1希望のみの方が20名、希望園に空きがある園を含めていない方が35名ということございまして、これらを全部合計しますと、ちょうど300名ということで、これを国の基準により待機から除外した数ということをご報告を今回は整理をしたところでございます。

次に、この中で何らかの保育を受けている方の人数についてでございますけれども、結論としては82名と考えております。内訳でございますけれども、今申し上げたものと一部重複しますが、82名の内訳は、既に区内の認可園に入所している方が転園を希望する方の66名と、他区の認可園に入所している方の1名、認証保育所や幼稚園、企業指導型に入所している方が15名ということで、これを足すと82名ということでございます。実際は、これ以外に認可保育施設の御利用されている方も一定数あるかなと思いますけれども、認可外ですね。こちらにつきましては、現在、正確な数字を持ち合わせておりませんので、実際は、この82人を引き算すると137名が何らかの保育を受けていない可能性があるわけですが、この中には認可外に入っている方も一定数いらっしゃいますので、一応これは137最大値という認識でございます。

あと、育休制度の絡みでございますけれども、育児休業が延長が厳格化されたことに伴いまして、保留通知を希望するという制度がなくなりました。その代わり保留を許容するということが、令和7年度からしておりますけれども、こちらについての影響、大きな影響は今のところ起きていないということで、数についても保留許容が昨年と比べると、昨年在65で、今年が87ということで、若干増えてはいますが、これについて大きなトレンドというか、数字上の影響はないものと考えているところでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 何らの保育も受けてない可能性があるのは137人ということでしたけど、ちょっと今の数字の中で、取下げ等というのが56人というのがありました。取下げ等というのは、昨年と比べると、厳密に取下げというのは昨年2人だったんですよね。だから、ちょっと今の答弁のままだと、取下げというのが何か28倍ぐらいにちょっと増えちゃっているという話になるんだけど、昨年の御説明の中では、これは統計上、4月1日の入園状況なので、1か月間いろいろ調整してね、5月1日には認可園に入れたという子どもの数も去年はね、10人いましたというふうに報告されているんだけど、この56人というのは全員が取り下げちゃったということになるんですか。内訳があれば御説明いただきたい。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 取下げ等56名の内訳でございますけれども、純粋な申請、4月入園についての申請の取下げが、内訳は15名でございます。このほか、昨年と同様、5月に入所がなかった方が41名いらっしゃるということで、足すと56名ということでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 そうするとね、分かりました。そうすると、何らの保育も受けてない可能性のある数というのは137人から41人引いて96人がその母数というか、ということになるわけですよ。したがって、これ認識聞きたいんですけども、国の定義で、国の基準で待機児童数から除きますよというのは、引いていって6人という報告になっているんですけども、それでも実に15倍ぐらいの、あ、ごめんなさい、約16倍ですね、96人として、子どもが何らの保育も受けてない可能性があるということで、冒頭に入所率は82%で、それはそのままいいというわけではないと、それでいいってわけじゃないという、これは正当な評価だというように思います。認識だと思います。だから努力を引き続きしていただきたいんですけども、待機児童の数という点でもね、国の基準の16倍、去年はこれもほとんど変わらない、15倍ぐらいだったんです、去年もね。その点でも、この待機児童対策というのは、私は去年まだ道半ばって言ったわけですけども、まだこれはね、きちっとやっていく、待機児童解消という形に進んでいく余地がある数字だと思います。改めて、国の基準で6人、それから、保育を受けてない可能性が96人、16倍ぐらいある、この差については区としてどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 今、委員から御指摘いただいた認識とほぼ近いかなと思っておりまして、実際、国の基準を用いて待機児童数6人となっておりますけども、その中には現実に認可保育所の入所を待っている方というのは当然いらっしゃるということは、当然、私どもも分かっているところでございます。ただ、一方で、各年代欠員があるということで、空いているけども選んで入られない方というのもいらっしゃるということです。これはどういう状況かといいますと、マッチングがなかなかうまくいっていない状況もあるのかなと思いますので、今後は枠を増やすということはもちろんですけども、ニーズにマッチングできるような保育の提供の在り方ということは、我々が丁寧に説明をしながら対応していく必要があると思っております。こういったことを様々対応しながら、待機児童ゼロを目指していきたいという方針は変わらないものでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 それはぜひ努力していただきたいと、それは切にお願いをするものですが、同時にね、今、マッチングの問題って、確かにそういう、これだけ保育園が多様化という形で、保育施設そのものも小規模な家庭的保育だ、それから、今年度からは誰通というような形でね、それはちょっと類型違いますけども、多様化しているというところでは、選択とい

う問題もあるわけですけど、同時に、例えば児童福祉法の1条では、全ての児童を、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、心身の健やかな成長・発達及びその自立が図られることと、その他福祉を、最後のところが大事だと思うんですね、等しく保障される権利を有していると、等しくと。ここが保育の公的保育を受ける平等性というようなことで言われたりいたします。児童の権利の条約というのは子どもの権利を保障したはずなんだけど、この保育を受ける権利という点では保障される権利ということでね、客体になっているんで、それがどうなのかという議論はありますけども、これ自治体から見れば、自治体がひとしく保育を保障する権利を保障するという形になっているんですよ。だから、保育の施設が多様化しているという問題と、入所申込みあったら、ひとしく保育を保障できるという体制をつくっていくということは、非常にやっぱりこの児童福祉法の1条の観点からすると重い責任を負っているというふうに思いますけども、その点どうかというのを改めて御答弁いただきたいというのが一点。

それから……、じゃ、そこをお願いします。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 まさに法の1条の理念のとおりでございまして、ひとしく保育を受ける権利を区民の方に提供するという事は自治体の大事な責務だと思っております。そこに向けて毎年、私どもは努力をしているというところでございます。

ただ、今回、待機が6名という御報告をさしあげてはいますが、なかなかゼロにたどり着かない状況はここ数年ございます。ただ、それで歩みを止めるということでは当然ございませんので、引き続き、ひとしく保育を提供するということには向かっていきたいと思っております。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 重ねてそれはお願いを、強くお願いしておきたいと思う。

それで、あと2点聞きますが、一つは、地域的なひっ迫状況というのはどうなるのかと、どうなっているのかというのは端的にお示しいただきたいんですね。それで、全部はこちらで、今ここで展開することはできないんで、例えば今日の資料で、藍染保育園の1歳児が待機1つになっていますよね。先ほど沢田委員あったように、根津の二丁目の奥まったほうにあるわけですけども、この近隣の根津の保育園というか、すぐお隣、千駄木ですけども、千駄木まで広げて、千駄木についている名前の保育園ずっと見ても、やっぱ待機が出てたり、ぴったり定員になっていたりするわけですよ。そうすると、坂を上って向丘のほうを越え

て小石川のほうへ行こうって、なかなかそういうふうにはならないから、このエリアがなかなか厳しいよねと。ゼロ、1のところは全体としてそういう要素があるわけです。というのは根津の地域というのは出てくる。建て替えはまだちょっと先でしょうから、ということになるわけですね。のように、ひっ迫の状況がある地域は根津のほかにもあるじゃないかと思うんですけど、どのように見ているのかというのが1点。

それから、先ほどたんぽぽ第3分園の具体的な問題は後ほどやろうと思いますけども、そういうふうには事業譲渡とかね、閉園とか、閉園はちょっと別ですね。事業譲渡でいいですけども、やるときに、一般にですよ、私立認可保育園が。先ほどの答弁の中で、雇用の問題に触れたときに、採用継続に配慮を求めるとというのが区の立場なんだと。その思いは、言わんとするところは分かりました。ちゃんと指導・検査もやっていて、保育の質に責任持っているのは自治体の重大な役割だから、そういう思いは分かるんですけども、ただ答弁として、先ほど沢田委員が比較されてたような介護の施設での雇用と同水準の、これ答弁としたら、私はちょっと違うんじゃないかというふうに思うんです。

それはなぜかという、予算書でも決算書でも、私立認可保育園の運営費というのは保育委託費、先ほど委託って言葉使われて答弁されたんですけども、基本は、児童福祉法上は、保育を入所申込みしたら、今日質疑してきたように、受けるという、保育を実施する責務がありますよというのは、これ児童福祉法24条ですよ。さっき言った1条みたいなものもあるわけですけども、公立保育園と私立保育園の立てつけてどうなっているかということについて考えてみると、児童委託費って言葉があるように、委託関係だと。公立保育園で間に合わないところを私立事業者の方に開設してもらって委託という形になっているわけです。これは単純な委託じゃないという説明になると思うんですけども、これ本を読むと、準委任ということで、委任に準ずるということになっているという説明もございます。したがってね、介護施設で、介護のほうは単純に民設民営で給付費が出て運営してくださいというふうになっているわけですけども、そういう立てつけと違うんですよ、これね。自治体との責任関係というのも違うと、保育施設の場合は。だから、採用の継続に配慮を求めるということではないんですね、自治体の役割というのは、雇用そのものについて、私はあるのではないかなど。準委任という関係からすると。それはいかがですか。

○田中（と）委員長 準委任という説がある。

内山課長。

○内山子ども施設担当課長 保育園のやはり運営の部分につきましては、確かに委託としてい

る側面はございますけれども、やはり法人の、それを運営法人のほうで運営しているところ  
でございますので、我々といたしましては、後継法人に対しましては保育の質が低下されな  
いように雇用の継続というものを配慮を求めていきたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 野苺家課長。

○野苺家幼児保育課長 失礼しました。エリアの話でございます。エリアのひっ迫状況でござ  
いますけれども、例年、本郷、湯島、小石川、あと千駄木、根津が定員がほぼいっぱいになっ  
ている状況がございますけれども、今年、8年4月の入園につきましては、そのエリアに加  
えて本駒込エリアが若干同じような傾向があるかなと思っております。ただ、これらのエリ  
アの児童数の増などが影響しているものもありますので、やっぱり年度によっては多少増減  
はあるかなと思っております。

一方で、保育の無償化の影響でゼロ歳、1歳の、先ほどから御答弁申し上げますとおり、  
申込みが増えて待機が増えているという状況がございますので、恐らくこのエリアについて  
も、その傾向が顕著であるがゆえに、より輪郭が、待機の状態が輪郭がはっきりしている  
というところはあるかなと思っております。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 さきの答弁から触れますが、採用の継続に配慮を求める前にね、質が低下しない  
ようにっていうのがやっぱりつくわけですよ。そこはやっぱり自治体に責任があるんだと  
いう形に私はなると思うんです。それで介護給付と、この子どもの保育の制度で、施設型給  
付とか地域型給付っていったって同じ給付制度で、立てつけとしては契約制度になっておりま  
すけれども、自治体のそういう公的な責任というのは、24条で明確にありますのでね、これはや  
はり雇用についても明確な、保育の質が低下しないようにする責任があるということで、し  
っかり雇用継続なりしていくように、きちっと区の責任を果たしていただきたいと私は思っ  
ております。

それから、最後にエリアの問題、本駒込もというのは、地域名も出てきましたけれども、冒  
頭から、先ほど区のほうからも答弁あったように、やはり今の水準の待機の解消状況で、そ  
れでよしというわけではないということなのでね、引き続き頑張って、きちっとゼロを目指  
してほしいというのは申し上げておくとともに、少なくともこれ待機の国の数ですよ、国の  
基準で6人とか4人とか2人になっているわけですよ。少しずつ増えているけれども、これ  
ぐらいの人数だったら、例えば今まで区立園の定員の弾力運用とかね、定期利用保育という  
のは新設のところでやったから、これ今やっていませんけれども、いろんな形で少し緩和でき

るんじゃないかというふうに思うんですね。そういった手段もいろいろ考えて、少しでもやっぱり入所申込みに応えていただきたいと。その幅をね、広げていくということも、この間、やってきた手法が使えるものもあればきちっと使うというのもぜひ御検討いただきたいというふうに思います。子育て支援は待ったなしというふうによく言いますが、それは今も当事者の人にとっては変わらないわけで、ぜひお願いしたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○田中（と）委員長 ほかに御質疑のある方。よろしいですね。

それでは、宮野副委員長。

○宮野副委員長 一つだけ、今後の保育需要の見込みについてお伺いしておきたいと思います。東京都の先日の発表によりますと、昨年度、2025年の都内の出生数が約8万5,000人となって、10年ぶりに増加したということです。全国的に少子化が深刻する中でこの東京都の増加なんですけれども、この背景には、地方からの流入ではなくて、東京に出てきた若者の方たちがそのまま東京で結婚する、東京の婚姻数が大幅に増加しているということとか、近年、東京都が進めてきた子育て支援が功を奏して子育て世帯の転出自体が減少しているということで、東京に定着、子育て世帯が定着するようになっているという要因が東京都の分析のようです。このような背景があるということは、文京区においても、今後、子どもが緩やかに増加していく可能性もあるのではないかなと私としては感じております。先ほどから園の経営難の話も出ていて非常に難しい状況だとは思いますが、この人口動態の変化に対する区の今後の区内の保育需要の見込みというものをどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○田中（と）委員長 野苺家保育課長。

○野苺家幼児保育課長 今、宮野副委員長から御紹介いただきましたとおり、国の人口動態統計、最新の2025年のものにつきましては、都内の出生数が約8万5,000人ということでございます。分析としても私も同じものを確認しております、転入等ではなくて、そこに住んでいる方が実際そこで御結婚されて、お子さんを産んでということでございます。これは今後も都内全体では、地域差はあるかもしれませんが、続く傾向ではあるかなと思っております。

ただ、一方、文京区の場合、ゼロ歳人口を、4月1日時点のゼロ歳人口を比較しますと、毎年減少傾向が続いております。例えば7年4月は1,690人だったものが、8年4月、最新が1,676人ということで、実は減っているということでございます。過去を遡っても、ここ

四、五年はずっと減少傾向が同じような割合で続いているということもございますので、今後、来年どうなるかということはまだ分かりませんが、様々な状況が増えている要素、減っている要素ございますので、きちんと中期的な視点で見極めをしながら、保育需要というものを正值をとりながら保育施策というものを展開するという必要があると思っておりますのでございます。

○田中（と）委員長 宮野副委員長。

○宮野副委員長 ありがとうございます。文京区内の出生数自体は減少しているということで、直ちにそうした保育需要が増加する見込みではないのかなというふうな、答弁から受けました。ですけど、やっぱり、特にゼロ歳児は、4月入園の状況を見て空きがあるというふうに見えても、やはりゼロ歳児は入園できる月齢というものが異なってきました、4月に空きがあっても、ほとんど上半期には埋まってしまって、下半期から預けたい方というのは、ほとんどはい入れない、入りづらいという状況が毎年続いているのかなというふうに思っております。なので、最新の人口動態、保育事業という、保育需要というものをしっかりときめ細やかに分析していただいて、ゼロから2歳児の例えば小規模園の需要とかも一定数あるのではないかなと私は感じていますので、そうした、定員の柔軟な調整について、今後も引き続き検討していただけるようお願いをしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 まさに副委員長の御指摘のとおりだと思っております。ゼロ歳児のニーズがあると、ゼロ歳児が年度の途中でこの充足率が変わってくるということは、当然、私どもも考えているところでございます。ただ、そのゼロ歳児が増えたところ、翌年が1歳児になるわけですし、1歳児のニーズが、今、非常に高い状況でございますので、ゼロ歳が1歳になったときに、1歳から初めて入園を希望される方のニーズを圧迫するというような側面も反対側にはございます。ですので、先ほど一例として挙げていただきましたけども、小規模事業所、ゼロ歳から2歳は特に連携を大事にしたりとか、多様な保育の形をとりながらニーズに応じていきたいと思っております。

○田中（と）委員長 以上で、報告事項1の質疑を終了いたします。

続いて、教育推進部児童課より2件ですね。

報告事項2、柳町小学校Ⅱ期工事竣工後の柳町地区児童館・育成室についてと、報告事項3、令和8年度育成室の入室状況の説明をお願いいたします。

大塚児童課長。

○大塚児童課長 資料第2号、小柳町小学校第Ⅱ期工事竣工後の柳町地区の児童館、それから育成室についてでございます。本年7月に竣工予定の柳町小学校第Ⅱ期校舎の改築に伴いまして、その5階に児童館と、それから育成室を整備することに伴う児童館並びに各育成室の移転時期、並びに運営内容についての御報告となります。

まず、今年度、柳町新校舎のほうに整備する育成室は、旧国家公務員研修センター跡地で移転しておりました公設公営の柳町第二育成室と、それから、仮設校舎のほうで運営しておりました公設民営の柳町第三育成室、並びに柳町児童館となります。なお、柳町小学校には、来年度に二つの育成室、小学校改築前にありました公設公営の柳町育成室、改めまして、仮称ですが、柳町第一育成室と、新規となります公設民営の（仮称）柳町第四育成室を整備する計画となっております。これにより、柳町小学校校内では、今年度の定数80から160人の児童を預かれる体制となります。現在の柳町育成室並びに柳町第二育成室がある施設につきましては、来年度から礪川小学校向けの（仮称）礪川第一育成室並びに（仮称）礪川第二育成室とさせていただきます、公設民営の育成室として運営する計画となっております。（仮称）礪川第一育成室の前身となる柳町育成室に在籍している児童は、既に礪川小学校在籍児で構成されており、来年度も同じ施設で預かることを想定しているところで、現在利用されている児童並びに保護者には、令和9年度より運営体制が変わる旨を育成室入室時から保護者に説明し、御了解いただいているところでございます。これにより、礪川小学校地区は同施設内で来年度、今年度の定数40から80名の児童を預かれる体制となります。その他の地域における令和9年度新規開設、育成室の詳細につきましては、年明け2月の定例議会のほうで報告する予定となっております。

続きまして、資料第3号、令和8年度、育成室入室状況の御報告でございます。こちらの数値は、令和8年8月1日現在の数字となります。

令和7年度は、待機児童数74名、74名と報告いたしましたが、本年同日には待機児童数47名となりました。これは、4月から新たな育成室を六つ整備したことや、各育成室の受入れ児童数見直しなどを行いまして、123名新たに受けられるような体制となったこと。さらに、東京都、都認証学童クラブですね、が新規に2か所を追加する効果と思われれます。

次に、育成室の入室状況でございますが、地域偏在が相変わらず見られている状況でありまして、本年も12か所で待機児童が発生している状況となっております。東京都認証学童クラブは4月から通っている子どももこの待機児童数の中に含まれておりますので、その数を差し引きますと、実待機児童数としましては32名となります。

なお、今年度開設した育成室は全て公設民営で、表最後の6施設、明化育成室から湯島第三育成室までとなります。

御報告は以上になります。

○田中（と）委員長 それでは、報告事項2について御質疑をお願いいたします。挙手をお願いいたします。

関川委員。

○関川委員 資料第2号ですけれども、柳町児童館、柳町、新築になった柳町小学校に柳町児童館と、それから、公設の育成室が2室、民設の育成室が2室移転するということですが、単純に考えて、4室ではなくて5室が必要じゃないかなというふうに思うんですが、そのバックヤードで仕切ってしまうということもあるみたいですが、ちょっともう少し具体的に仕切り方を教えていただけますか。

○田中（と）委員長 大塚課長。

○大塚児童課長 すいません、申し訳ないです。まず、定数の部分に関しましては、基本としまして、定数としては40名、1育成室、考えておきまして、それを掛けることの4という形になりますので、160名という公算となっております。

今までの待機児童数から考えますと、このいわゆる定数よりも増えている部分も含めて、是正が160名でできるのかなというふうに思っているところであります。この後に人員、名地域の数、転入、それから新規に入ってくる子という部分も一応踏まえた形で、現状の4室で事足りるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 私の言い方が悪かったかな。具体的に移転をしますよね。児童館が五つと、あと民設の育成室が2つ、公設が2つで、単純に考えると5室が必要かなと思いますけれども、説明だと4室になっているんですが、その辺の仕切りはどのようになるんでしょうかということなんです。

○田中（と）委員長 大塚課長。

○大塚児童課長 先ほどの説明、確かに育成室の部分になりますけれども、児童館の部分に関しましては、今までは別のところで、柳町育成室プチという形で小規模で運営をさせていただいておりました。それを大きくすることによりまして、当初考えている上は中学校、それから下はいわゆる乳幼児も含めた形で受けられる非常に大きな施設という形になりますので、育成室の利用と、それから児童館の利用は別という形になりますけれども、共有して利用でき

るというふうに考えているところであります。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。では、別々にという形をとるということなんですね。いや、一緒だとちょっとごちゃごちゃしちゃうかなと思ったものですから。

それから、同じ場所に公設の職員と民設の職員と一緒に働くことになるわけですが、給与面等で格差があってはいけないと思いますが、民設の職員、給与面で、その辺の調整はどうか。ということを基本として調整をしていくことになるのでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚課長。

○大塚児童課長 民営育成室の職員の賃金につきましては、区財政のほか、国や都からの補助金が原資という形になります。区におきましても、育成室の職員の仕事の専門性を国や都、それから社会が正当に評価して、専門職に見合った賃金が支払われるような補助額が得られるよう、様々な交付金、それから助成金を出させていただいておりまして、職員の待遇改善につながるべく、事業者と情報提供するなど、雇用改善の共有を図ってまいりました。特に、令和4年4月から施行されております文京区公契約条例に基づきまして、プロポーザル選定においては、育成室の委託契約は条例の適用契約となりますので、条例で定める労働報酬下限額が適用されている状況になっております。また、継続事業者におきましても、年間の契約締結時に次年度の労働報酬下限額を反映した人件費で事業者が算定しまして、それに基づいて契約金額に反映させるという状況になっております。実際に委託料が増えている、今、状況になっております。

当然、育成室で働く側にも賃金に見合ったプロフェッショナルな働き方をすることを求めてまいります。ただ、一般的によく言われております、民間の指導員の中には、区が思っているサービスをうまく提供できていないというところもあるかなというふうに思っておりますので、そういったところに関しましては、我々としては、そもそもその専門性を帯びてない職員に関しましては、我々は企業としての責任がある民間事業者が、高い賃金に見合った職員の採用を進めていっていただく。さらに、文京区のほうにつきましては、育成指針、育成室の保育指針というのを設けておりますので、そちらの理解を深めるために、巡回指導という形で職員の質を上げていくという形をとらせていただいているところでございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 今、民間と公設の職員との格差をなくしていくために、令和6年の6月にできた公契約条例が基本になるということですが、この公契約条例は契約等の適正化及び労働

者等の適正な労働環境の整備を推進して、公契約の適正な履行及び公共事業及び公共サービスの品質の確保を図り、もって地域経済の活性化及び区民の福祉の増進に寄与することを目的としてつくられましたけど、ぜひこの公契約条例を基本として、格差のないようにお願いをしたいと思います。

あと、国や都から補助金が今までも出てたと思いますけども、区の補助金の単価アップというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚課長。

○大塚児童課長 単価の部分に関しましては、財政規律の問題もございますので、財政当局とお話をさせていただいて、必要性に応じて賃金のアップというところは議論をさせていただこうと思っております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ぜひ、よろしくお願いします。

それから、スケジュール表にあります第三育成と第四育成室が柳町小学校に移転した後は2か所の民営の育成室ができるという、こういうスケジュールになっていて、（仮称）礪川第一育成室と第二育成室ができることになるようなんですけども、これで定員増は幾らになって、柳町と礪川地区の待機児童の学童の解消ができるということになるのでしょうか、結果で。

○田中（と）委員長 大塚課長。

○大塚児童課長 柳町小学校に設置する予定であります育成室の部分に関しましては、マックス40を基本とした育成室を四つという形になりますが、現状、今、80人を想定しているところが160人という形になりますので、大幅に児童を受け入れられる状況にあります。現状、地域、入れないお子様に関しましては、近隣紹介という形で第三中学校育成室等、それからあと小石川育成室ですね、そちらのほうにお願いするということがあったかと思うんですが、現状やっぱり選定に、お子さんの預かりについては、一応、住所地認定という形をとらせていただいておりますので、正しくその部分が反映された区割りができるように今後も検討してまいりたいと思っております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 これだけ増員してもまだやっぱり、近隣の第三中とか小石川方面の学童に行かなければならないような状況もまだあるということですか。マンション、具体的に言えば共同印刷の跡地に520戸のマンションができるという看板はかかっていますけど、そういうこと

が影響して、まだこの地域では学童保育の増設が必要だということなんでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 その点を踏まえた形で、今回、その160人というのも当然考えてはいるところでありまして、東京都のほうに関しまして、東京都認証という形の学童クラブが、今、入ってきておりまして、東京都の学童クラブのほう、認証学童クラブですが、在籍率が90%近くまで入っているというところがあります。民間の方々も、この東京都の認証学童クラブをぜひやりたいというお話も幾つか聞いているところがございますので、そういったところに文京区も利用できるような物件とかを紹介をさせていただいて、民でできるところ、それから公でできるところ、それからさらに東京都、完全な民設民営というところでカバーできるところ、そこをうまく絡め合わせながら、待機児対策は進めていきたいと考えています。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 この地域、まだちょっとつくらなければいけないということのようですけども、都型学童がやっぱり幾つか出てきているんですけど、都型学童は、いろんなオプションがありますけども、料金が高いということもありますから、ぜひ公設公営の学童保育を基本にして増やしていただきたいというふうをお願いして、終わります。

○田中（と）委員長 続いて、小林委員。

○小林委員 まず、フロアの使い方についてお伺いしたいと思うんですけども、柳町小の5階フロアに児童館及び四つの育成室が入ってくるわけですけども、先ほどおっしゃられたとおり、各育成室の定員が40名と予定されているので、育成室の児童だけで160名、そこに児童館を利用する児童数が加わって、合計160名以上の子どもたちが、まず一つ、1基しかないエレベーターを利用することになると思いますが、混乱をしないのかどうか。また、職員室は児童館、育成室、四つあるわけですけども、職員室はどのように使われるのか。また、三つ目として、児童館のプレールーム、図書館、多目的室はどのように使うのかお伺いします。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 まず、御指摘いただきましたエレベーターの問題ですが、委員のおっしゃるとおり、エレベーターについては、今、1基という形をとらせていただいているところです。確かに160人が一斉にエレベーターを使うとなかなか難しいところがあるかと思っておりますので、各育成室ごとに時間を設定させていただいて、混乱を避けるような形、そういった形で5階のほうに上られるように御案内させていただくと、やはりお子さんの中には早く行き

たいというお子さんたちもいるかと思えます。その場合は、横にあります階段を使って上へ上がるという形をとらせていただいて、そこら辺の部分に関しましては、民間、それから公設含めた形で、育成室の指導員がさばいていきたいなというふうに思っているところであります。

それから、職員室の運用ですけども、こちらのほうですが、公設民営、公設公営、同じ職員室を使わせていただく形で、今、進めているところであります。やはりこれは民設、民営と公営という部分で情報をやっぱり共有をしていくというのは非常に重要なことというふうに思っています。育成室に関しましては、公営であろうが民営であろうが同じ質のものの育成室を運営するというのが第一前提という形になっておりまして、利用者の方々にもそういった旨でお話しさせていただいております。ですので、民営だからいいとか、公営だからいいという形ではなくて、文京区の育成室がいいんだというところで、情報を共有しながら様々な問題解決について、いろんな視点で御議論できるような職員室になっていければなというふうに思っているところであります。

それから……。

○田中（と）委員長 プレールーム。

○大塚児童課長 プレールームにつきましては、先ほどのエレベーターと同じような形で、時間を分けた形でやらせていただこうと思えます。プレールームのほかにも図書室、それからあと多目的室、それからプレールーム、それからプレーヤードという形で、文京区の中では非常に大きな児童館・育成室という形になりますので、それをうまく時間割を設けさせていただいて、利用の部分として重ならない時間帯、それからあと、プレールームでしたらば、反対に重なることでいろんな子どもの触れ合いという形ができるかと思えますので、うまくその部分を時間割をつくって、つくってまいりまして、お子様たちが安心して遊べる環境をつくってまいりたいと思っております。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 続きまして、ここ令和4年度の決算委員会の視察で、ここわ保育園2階にある柳町育成室、柳町第二育成室の視察に行った際に、配慮が必要な児童がそれぞれ9人、7人、合計16人通っておられるとのことで、クールダウンの部屋や多目的トイレなどの設備も確認、その際、確認しました。現在の四つの育成室に配慮が必要な児童数は何人ぐらいおられるのか、また、その受入れ体制は整っているのかを確認させてください。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 現状、今、2施設ですね、第二育成室と第三育成室の部分に関して、要配慮が必要なお子さんに関しては大体10から15名という形で把握はしているところになります。当然、それが倍という形になりますので、第一から第四までの部分としては、やっぱり30人から40人程度必要になってくるかなというふうに考えてはいるところなんです。そういった意味で、一応、クールダウンする部屋につきましては二つ、それから、トイレに関しましても、児童館・育成室、育成室専用のトイレもございますし、児童館・育成室共用のトイレという形をとらせていただいておりますので、そういった意味での不便性はないかなというふうに思っているところなんです。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。続きまして、柳町の児童館・育成室、先ほど来、話が出ていますけれども、児童館も公設、育成室は公設2、民営2と、公設と民営が同じフロアに混在することになりますけれども、先ほどフロアの使い方を伺ったとおり、職員は事務室に机を並べ、児童館のプレールームや図書館、多目的室などを育成室の児童も共有することになります。以前から公設だけでやるべきではないかと指摘してきたところでありましてけれども、先ほど課長がおっしゃられたとおり、公設と民営分け隔てなく一緒に職員室も共有して、情報交換しながらこれから進んでいくということを確認できたんですけども、その連携の在り方とか指示系統、館長、館長がいたりとか、そういうその辺の指示系統。

で、賃金の在り方は、先ほどのお話の中で、同一賃金、同一労働・同一賃金に限りなく近づくんだろうなというふうに思っているんですけども、そういうふうになるのかお伺いしたいのと、あと、もう一つ、現在、日本保育サービスが請け負っている育成室三は、契約期間が終了する令和8年3月まで運営を継続して、令和9年の4月から育成室三と四をまとめて事業者の公募を行うとのことなんですけれども、公設と民営が同じ場所で運営するに当たっては、行事とかおやつを提供、防災の対応など、足並みをそろえることが必要になってくると思うんですけども、先ほど来、ちゃんと足並みをそろえていくということだったんですけども、偽装請負にならないように線引きはどのようにするのかということをお伺いしたいのと、また、ちょっと事前に契約管財課に問い合わせたところ、具体的な委託業務内容について、特別な事情がある必要があれば仕様書に落とし込むことができると聞いています。プロポーザルの前に、そういった公設民営が一緒になって同じような方向性でやっていくということを仕様書にぜひ書き込んでいただきたいと思いますと思うんですけども、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚指導課長。児童課長だ。

○大塚児童課長 まず、指揮命令権の部分で御質問いただいているんですけども、既に多くの民間育成室も増えています。それから、民間学童も多くのノウハウがあるというところ。それから、あと柳町地区に関しましては、統括するエリアマネージャーがございますので、そのエリアマネージャーを児童館、柳町児童館のほうに常駐させていただいて、公設、民間、双方への運営相談の窓口を設けていくところになります。これまで長期にわたって区内児童館・育成室の職員と議論を重ねた結果、柳町第四については、第三と同様に民間とするような形で話をさせていただきました。今後の対応児童数に応じた育成室共有調整と、大切な育成室の質の維持に伝えるためにも、民間事業者には文京区の育成条例、それから、文京区の保育指針を熟知しているかを念頭に、厳正にプロポーザル審査をさせていただくとともに、巡回指導というのが非常にこれは肝になってくるかと思えます。一つの育成室に対して年間で2回から3回回って、各民間の育成室のお困り事であったりとか、文京区でやっている育成室のイベントとかの情報共有をさせていただいて、それから、民が一緒になってできるようなイベントとかが今後できるようであれば、ぜひともそれを取り込むというところは、仕様書については、今後、これからプロポーザルという形になってきておりますので、民間事業者とやりながら、御理解できるようなものをつくっていきたいなというふうに思っております。

○田中（と）委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、担当課長のほうがお答えしたとおりですけども、いわゆる委員が御心配されている、いわゆる偽装請負というところにつきましては、これは法令上にもしっかりと明記されておりますので、当然ながら、その辺は所管課のほうでしっかりと認識をして事業者のほうにもお伝えすると。個別具体的に、その現場の職員がその事業者の従業員に直接個別具体的に何か指示・命令をするということは、それはあってはならないことなので、その辺は当然留意しているというのは当然のことです。そういった対応はしていきたいというふうに認識しております。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。それでは、最後なんですけれども、日本版DBSについて、児童館は義務なんですけれども、育成室は義務ではなく、認定対象事業者に分類され、認定されて初めて導入できる仕組みになっており、育成の中でも公設化、民営化で申請パターンが違うなど複雑なんですけれども、この件に関して対応は既に整理されているんでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 日本版DBSにつきましては、民間の教育・保育等の事業者につきましては、委員の御指摘のとおり、義務対象から外れている状況ではありますが、放課後の生活における場で職員は児童と密接に関わることから、認定事業者として認定を受けて、特定性犯罪履歴を確認する必要があるという認識ではございます。

一方、現在の民間育成室の職員採用に当たりましても、日本版DBS制度の施行前は法的根拠がございませんので、犯罪歴を欠格事項として設定することは困難な状況であり、面接等を通じた自主的なスクリーニングを行うことに今とどまっているのが現状となります。今後、制度の詳細や国の定めるガイドラインの内容を踏まえて、民間委託事業の公募要項における日本版DBSの記載についても、子どもの安全性と最大の補助、を最大の保障をするために、仕組みを今後も検討してまいります。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 私、1点だけです。伺いたかった公・民ですかね、公・民のサービスとか処遇の格差の是正は努力されているという話をこれだけ伺ったので、それはいいんですけど、ただ、やっぱりこの施設は特に同じフロアだから利用者への影響が大きいと思うんですよね。こういうところは長期的には公営か民営に一本化した方がスムーズなんじゃないかと思うんですが、お考えはいかがでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 今の御指摘の部分ですけれども、平成24年に策定しました行財政改革推進計画の中におきまして、児童館・育成室の今後の方向性というところについては、新たに開設するものにつきましては、民間の活力を活用していくという形で記述がございます。この流れは、その後の政策であります総合戦略、それから子育て支援計画策定においても、その考えは引き継いでいるところでございます。子どもが放課後に安心して利用できるような形で育成室の待機児童数の増加も踏まえた形で策定した育成室待機児童解消加速化プランの下、育成室の整備をはじめ、都型の育成クラブの誘致、それから、あと放課後全学童向けの充実も進めて、待機児童の解消並びに定数の適正化を図るとともに、学童の質の向上を促進してまいります。ですので、柳町の部分に関して、現状では公設公営で四つ運営するという考えはございません。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 公営にしろって言っているというよりは、スムーズにするために、そういう将来

を見据えて運営したほうがいいんじゃないかって話なんですよね。計画も10年以上前のものですし、状況は変わってきているので、その時々に応じて将来のビジョンというのは見直していったほうがいいんじゃないかという話で、ただ、今のお話だと、計画にのっとってやっていますという話だけで、一本化すると何が問題なのかというのが分からなかったんですけど、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 育成室に関しましては、やはり公営でもともと運営しているところからスタートという形で、その公営でやっている育成室に関しましては、現状も、今、維持している。これは地域に根づいた育成室をやっていくという形になりますので、育成室の数として、例えば柳町の部分に関して2から4という形になった場合に、人口がこれから永久に増えていく、もしくはその維持がずっと変わらないというのであれば、その検討は必要だというふうに思っているところでありますけども、やはり育成室の特性上、1年生から3年生というのがターゲットという形になっておりますので、その人口が今後も必ず増えていくのであれば、その検討は必要かなというふうに思っています。ただ、そういった部分の情報がないということを見ると、当然、公設と民営、公営と民営を絡めた形で運営をしていく。そのためには、保育の維持、保育の質の維持というところがありますので、先ほど申し上げたとおり、エリアマネージャーであったりとか巡回指導をうまく絡めながら、民のいいところ、それから公のいいところ、そういったところを交えた形の育成室を柳町のほうでやっていきたいと考えているところでございます。

○田中（と）委員長 吉田部長。

○吉田教育推進部長 今、担当課長が申し上げたとおりですけれども、今、沢田委員が前提条件として何かこれから同じ場所で公設民営と公設公営の育成室がスタートするわけですが、何かとてもスムーズでないということをお話されているように私のほうは受け止めてしまったんですけど、これからやっていくということで、それについてはしっかりと様々なそういった想定される話については、今、担当課長のほうが申し上げているとおりなので、これが初めからスムーズにいかない、うまくいかないというような前提での御質問については、ちょっとそれについて、そこでどうするという発想は我々はないので、ですので、今、様々な手段を通じてやっていくという担当課長の御答弁になっているという認識でございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 よく分かりました。初めから公設公営4園にすればいいとか、公設民営4園にすればいいとかという発想はないというお話だったので、それはそれでいいんですけど、はっきりしていて。ただ、シンプルに考えると、公設民営を絡めて質を維持するために、めちゃくちゃ努力をして格差を解消しようみたいな必要がなくなるから、それでいいんじゃないかと思ったんですが、発想がないということですよ、そういう。ので、いいんですけどね。ただ、長期的には、今、課長もおっしゃったとおり、人口が減ってきたとき、2室でいやすよってなったら、当然、減らしていくんですよ。そうすると、自然にどっかに収まるというようなお考えぐらいなんですかね。ちょっと想定のお話なので、それ以上伺おうと思わないんですけども、そこまで見越して今の計画を進められているというのであれば、私としてはいいんですけどね、それを伺いたかったんです。

ただ、一方では、やっぱり現状は、その格差を改善するために努力をしないとイケない。特に職員の勤務条件とか就労環境の改善とかという話があって、民間の職員、改善はされているって話はあったんですけど、民間の職員、支援員の処遇のほうが公営の区職員の処遇よりも低いケースのほうが多いですよ。勤務年数とかも当然ありますけれどもね。ただ、民間の職員の処遇について区が直接口出しをすることはできないわけです。これは保育園の場合も同じですけどね、その構造がある以上、その改善に努めるというまでしかできないんですよ。せめてその、どのぐらい改善が必要で、現場のニーズとして実態がどうかという実態把握は必要じゃないかと、だから私としては思っていて、頑張っていますじゃなくて、頑張った結果、これだけ改善されて、現場の職員がこれだけ、ああ、よかったというものが返ってきてればいいんですけどね、そこまでは把握してほしいなと思っているんです。

これが一昨年、一昨年、うん、一昨年だ。一昨年、東京都が実施した実態調査がありますよね。都内学童クラブの業務実態把握のためのアンケート調査、都内だから当然文京区内の施設も中に入っていると思いますけど、現場の最大の課題は、やはり職場環境と処遇の抜本的な改善なんですよ。具体的に見ていくと、常勤職員の勤続年数が5年未満の割合が52.5%ですよ。半数以上は5年未満です。職員が不足していると答えた施設の割合は65.1%なので、一昨年ですけどね、深刻な数字です。それから2年の間に文京区でどのくらい改善されたか、文京区内はむしろこういう状況じゃないよということかもしれないんですけども、もし区内でも同じような状況があるとすれば、それを実態を今把握してなくて、これから把握をされる、していた結果そうだったとすれば、やはり最優先の課題として取り組んでいただきたいなと思っているんですけど、実態の把握をされるおつもりがあるかどうか

含めてお考えを伺います。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 先ほどから申し上げている賃金の部分に関しましては、改善に向けて努力をさせていただいているところでございます。

あと処遇、処遇の部分に関しましては、やはり東京都が非常に地価が上がっている状況になっておりまして、都内に住んだ育成指導員というのがなかなか難しい状況にはなっているところです。昨今の災害対策というところで、緊急に朝から入らなければならないとか、そういったことを考えると、やはり文京区、もしくはその近隣で勤められ、住む場所があるということはやっぱり必要かなというふうに考えているところでございます。そういったところも東京都も十分把握はしているところではございますので、東京都の補助金をうまく使いながら、昨今の家賃上昇の改善への一助になるようなものを、今、検討しているところでございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 区内の施設の従事者の実態把握ということは、区として独自にやるつもりはないということでもいいんですよね。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 そういった部分に関しましては、もともと公設民営の事業者と定例会を設けているところでございます。その中で要望書という形で上がってきて、こういったものが必要だ、職員改善としてぜひともその算定基準の中に入れてもらえないかというお話を聞いているところがございますので、その意見を精査した上で、必要性があるものについては考えていければと思っているところです。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。事業者の声は要望書という形で把握ができるということだったので、職員が不足しているという施設の割合は、一定、把握ができていくということなんだろうと思います。

一方では、最初に述べたほうの勤続年数ですね、これも多分、数字では把握できていると思うので、勤続年数の推移が、これからその施設の数、施設そのものは増えないのか、ただ、都の認証学童が増えてくれば、全体の構造としては増えてきて、職員の取り合いという表現はあれですけど、人手不足はやはり続くと思うので、このあたりは今後も注視をいただきたいなというのが一つ。

これ変わらずなんですけど、保育のところでも従事者の実態を本人に調査をするということが大事だという話をさしあげたんですが、今の東京都がやったような調査のきっかけもありつつ、区としてもぜひ現場の事業者さんだけじゃなくて、そこに雇われている現場の従事者の方たちの声をしっかりと酌み取っていただきたいと思います。

一応、これは最後に申し上げますけど、今は増えていっているから、その流れの中でこういった問題も表に出てこないんですけど、介護や保育のように減ってくると今度は減らす時に振り回される職員、利用者が増えてくるんですね。だから、今、増やしている今のうちにそういった将来も見越して対策を考えていていただきたいということで、要望です。

以上です。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。この間も待機児童を減らしていただけるように御努力いただいて、47名に減少したこと、定員も増やしていただいて、多大な努力をされていたことに敬意を表するところでございます。

私のほうは、保護者が本当に安心をする、育成室というのはもう死活問題、働いておりますので、皆様が。なので、来年、自分の地域の育成室に入れるだろうかとか、預けたあと、子どもたちが安全に過ごせるかしらと、そういった御不安だとか、そういった不安がないような安心して預けられる育成室の事業運営をお願いしますというような声をたくさんいただいております。そういった中では、今の公立、私立いろいろ混在するということであっても、文京区の育成室だというふうに捉えていただいて、遜色なく運営していただける、そういった御決意を伺えたので、安心をしたところでございます。

一方で、今、柳町の施設の課題であったり、または、中には要配慮を必要とする配慮の必要なお子さんがいるというようなお話も踏み込んでしていただきました。そこで、私たち公明党も、かねてから要配慮を必要とする児童が育成室で過ごしていく、そのときに、一緒に過ごしているそうではないお子さんも楽しく過ごすことができる、また、そのお子様方を指導する指導員の方たちも気持ちの、気持ちよくというか、環境を整えて適正に配置をして働いていただく。こういった三方よし、していかなきゃいけないというふうに思っているんですが、先ほど柳町のお話からすると、要配慮のお子様全体で30人から40人ぐらいになるという数字は合っていますでしょうかね。そのことも一つありますし、また、全体として、今、要配慮のお子さんが何人いて、指導員は何人いらっしゃるって、なかなか適正配置が難しいってね、前任の課長も御答弁されていたかと思うんですが、今、どのようにそういった環境を

適正に近付けるようにしていただいているのか、これを確認をさせていただきたいと思えます。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 要配慮のお子さんの部分、全体の捉えている数字、今、ちょっと手元にございませんで、改めてちょっと御報告をさせていただく形になるかと思えますけども、実質的としまして、やはり要配慮に必要な分、1人につき1人ということが大前提ではあるところですけど、なかなかそういった形で人をつけることが難しい。一方で、そういったことによつて、いわゆる保育現場、育成室の質が落ちるということによつぱりなつてはならないというところがございますので、必要に応じて要員を配置する、いわゆる職員を配置するという形で、公設はやらせていただいているところになっております。公設公営ですね。

公設民営の部分に関しましては、やはり同じような問題を抱えているところがありまして、そういった場合につきましては、近隣の育成室のほうから人員を要求するなり、もしくはアルバイト、それからパートという部分で対応するという形でできている、やっている状況になっているかと思えます。そういった意味での、昨今、要配慮児が増えているという現場サイドからの御意見もいただいているところではございますので、人の雇用の部分に関しましては注意深く見据えた上で、よりよい保育に向けて人材を確保できるように努めてまいりたいと思っております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。数字上のことはまた御答弁をいただいて感想を述べさせていただきたいというふうに思えます。

今、現時点で、職員の方や、また、要配慮ではないお子さんの御家族からの何かお声というものはありますでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 そういった意味では、区民の実際の要配慮児の親のほうからは、非常に手厚くやっけていただいているという形でお話をいただいているところがございますので、全体的には不満はないのかなというふうに思つてはいるところですよ。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 職員の方のお声も聞きました。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 職員に関しましても、やはり負担が非常に多いというところは多く聞いてい

るところでございます。要配慮児に限らず、やはり働き方が大分変わってきているところがあって、育休・産休であったりとか、介護給付という形をとる方もいらっしゃる。その部分をサポートするというふうになってくると、要員がどうしても活躍するという形になりますので、今後、その要員の配備も含めた形で、職員の方々が働きやすい環境をつくっていくところも我々は重要な課題かなというふうに思っているところであります。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 まとめますね。要配慮を必要なお子さんはしっかりサポートしていくということは、私たちもそのように思っております。ただ、やはりそれがバランス的にあまりにも多くなっていて、一般のお子さんとの共同の活動といいますか、そういった時間の共有が難しかったり、トラブルが増えてしまったりということ避けなければいけない。なので、育成室だけでコンプリートする話では全くなくて、学校生活や、または就学の前の様々なサポートにつながっていく大きなお話も含まれているのかなというふうに思っています。5歳児健診の充実だったり、また、あるいはそういった相談体制を充実させていくことだったり、特別支援に進むことで、そういった放課後の預け場所が足りないとかって、いろんな問題がはらんでいるのかなというふうには思っています。そういった多岐にわたる課題がちょっと見え隠れするような状況が、育成室の要配慮児を取り巻く課題にありますので、これからまた一般質問ではアクティの話に触れさせていただいたりもしたいなと思っているので、これからも一緒に前に進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 すいません、先ほどの答弁の中でちょっと漏れた部分がございます、公設民営、いわゆるプロポーザルやっている部分に関しましては、プロポーザル要件の中に要配慮児がいた場合につきましては1名補助員をつけることという形で仕様を出させていただいているところがございますので、公設民営のところに関しましては、適正な配備ができていくというふうに考えているところです。

○田中（と）委員長 ほかに御質疑のある方。よろしいですね。

以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項3の御質疑をお願いしますが、もう時間ですので、いいですね。

それでは、12時になりましたので、休憩に入りたいと思います。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○田中（と）委員長 それでは、子ども・子育て調査特別委員会を再開します。

大塚課長の答弁から。

○大塚児童課長 先ほど、田中委員のほうから御質問いただきました要配慮児の数になりますけども、柳町第二育成室が7名、柳町第三育成室には今8名、合計で15名という形になります。先ほど私がちょっと先走ってしゃべってしまったんですけども、来年度の数に関しては、単純にこの15掛けるという倍という形になりますので、2という形で30という形でお話をさせてもらったんですが、あくまでも私の臆測という形になりますので、現状、まだその数字はつかみ切れていない状況になっております。現状では、柳町の第二、第三は15名の要配慮児がいるという状況になっております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。まさに今これからの質疑のときに聞かなきゃいけない質問をさっきしてしまったんですけど、全体の、全体の、だから柳町だけじゃなくて全体の数字をお持ち合わせですかという話をしたんですけど、今、お答えしていただけるんですか。それとも、駄目。

○田中（と）委員長 いや、せっかくですから、次に育成室の入室状況の話に入るので、続けて質問やっちゃいますか。

○田中（香）委員 いいですか。

○田中（と）委員長 それでは、答えから。

大塚児童課長。

○大塚児童課長 区全体で、令和8年度の要配慮児童数は214名になります。

○田中（と）委員長 はい。

○田中（香）委員 それに対して指導員は何人ですかというところも教えていただきたい。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 こちらのほうなんですけども、公営と民営で数値が変わってくるんですけども、公設民営の部分に関しましては、全数人がついていない状況になっております。要配慮児の対応の方がついていない。公営の部分に関しましては88名必要、88名、今、ついていない状況になっておりまして、欠員としては39名という状況であります。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 つまり、その公営が88人で39人の欠員があるから、足し算して214から引き算すると、それが民営の数という。私、足し算できないんですけど。答え合わせ、お願い

します。

○大塚児童課長 数、正式に申し上げますと、公営のほうが対象者が130名、それから、公設民営のほうが80名弱という形になります。ですので、この80名弱のところにつきましては、加配が必要な、指導員がついている状況になっております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 39人の欠員に対する区を取組を教えてください。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 この部分に関しましては、要員ですね、要員を使うという方法と、あと、アルバイトという形で補っている状況になっております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 なかなかそのアルバイトの方が見つからないというような状況の要因は端的に何だと思えますか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 すいません、要因としましては、やはり育成室の性質なのかなというところがありまして、やはり放課後から夜の6時半までという形の時間になります。そうした場合に、やはり御家庭でいまだに保育をされている方であったりとか、介護が必要な方々になってくると、どうしても我々が望む時間帯、5時から6時半までというところが、なかなかつかみづらいなという、募集してもなかなか手を挙げていただけないという状況になっているのが現実かなというふうに思っているところです。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 それを何とか改善をして人材を充てていただきたいということは、一つ、引き続きお願いをしたいということと、あとは、欠員になって指導員の方がいない中で、もちろんよそのところから引っ張って、都の方とかSOSを頼んで欠員を解消しているところはいいんですけど、できないところに関しては、どういったトラブルが起きる傾向にあるでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 トラブルとしましては、やはり配慮がなかなか、目が、目配りができづらいというところはあるかなというふうに思いますけども、ただ、それは全体から見れば、指導員のやっぱり力量が求められるかなというところになっていると思います。そういった意味で、公設公営の部分に関しましては、職員の育成というのがまず大事だということと、や

っぱり合わせた形で職員のやっぱり離職を減らす、そういう形によって職員の技量を上げていけるという形になるかと思しますので、人を増やすだけではなくて、職員一人一人の技量を増やす、さらに上げていくというところが重要な課題かなというふうに思っております。

○田中（と）委員長 香澄委員。

○田中（香）委員 まとめます、すいません。ありがとうございます。もちろん、当然、そういう目配りが減ってトラブルがある、そういう状況を減らしていくために、職員の力量を上げていくというところなんです、現状、なかなかそれができていない育成室も、これだけ人数も増えてくると、これからも予想されるというようなことがあります。なので、そういった何でしょうね、インクルーシブに同じ空間でそういった要配慮児も要配慮児じゃない児童も交流をして放課後を楽しく過ごしていくという目標はあるんですけども、そういうふうに、なかなかかなり難しいというときに、空間を分けるだとか、いろんな何か工夫がやっぱりもっと必要なんじゃないかという職員の声もある中で、これから児童課長が取り組むべき、そういった、児童の配慮が必要な子も必要じゃない子も安全に、安全にですよ、ちょっと事故もないわけではないということを知っている、安全に過ごすための取組をぜひやっていただきたいと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 そういった意味でいうと、一つの課題としては、やっぱり定員をしっかりと定数として捉えておく必要があるかなというふうに思っているところです。数として、やっぱり40名というのが基本の育成室の運営で、44名までは国のほうが一応認められている部分があるんですけども、それ以上に、今、預かっているところがありますので、まず、保育の質を上げるためには、やはりこの定数に応じた形の職員、育成室の定数配備をするということ。で、さらにそこに合わせた形の職員をしっかりとつけていくというところが、今、課せられている課題なのかなというふうに思っています。そういった意味でも、その促進プランの中で必要なところには育成室を、必要な地区については育成室を増やしていくというところを引き続き進めていきたいなというふうに思っておるところです。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○田中（と）委員長 吉田部長。

○吉田教育推進部長 今、田中先生のほうから御指摘いただいた点は、もう非常に重要な話であるということで教育委員会としても十二分に認識しているところです。筆頭のものについては、今、担当課長が申し上げたとおり、フレキシブルに、それから緊急時に迅速にという

ことになってくると、なかなか対応というのは、実際、今現在は十二分かと言われれば、そうではないという現実があるというのは、これはやっぱり課題であるというふうに認識しております。先ほどのように原則的にはしっかりと児童数に応じた職員のほうを配置してもらえるように区当局のほうとしっかりと交渉していくというのが重要だというふうに思っております。なかなか今、いろんな話で、課長が言ったように、正規でない者を臨時的に雇う場合にも、人員をなかなか確保できづらいということはございますけれども、引き続きその辺をしっかりといろいろな工夫を凝らしながらやっていきたいと思っております。

今、委員のほうから提案がございましたいろいろな様々なソフト面での対応というのもあるかと思っておりますので、そういった委員のほうからの御提案もしっかりと我々のほうとも受け止めて、そういったソフト面も含めて対応していきたいというふうに考えてございます。

○田中（と）委員長 ほかに御質疑のある方。報告事項3でございますよ。特にない。

副委員長はある。

（発言する人あり）

○田中（と）委員長 うん、入っている。

関川委員。

○関川委員 令和5年に97名の待機児が出て、区の加速化プランによって、この間、区の御努力によって増やしていただいて、定員を、32名まで待機児を減らしてきたんですが、この間、前年に比べて56人増えているかなというふうに思うんですけども、定員44名を超えるところが17個か所あると思っておりますけど、その辺の是正をするために増設していかなければならないと思っておりますけど、その辺いかがですか。それと、まだ増設しなければいけない地域というのは、どのような、どの地域なんでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 増設の部分に関しましては、委員の御指摘のとおり、やはり44名を超えているところにつきましては、やはり是正をしていかなければならないというのは我々も共通として認識しているところでございます。そういった意味での加速化プランは引き続き続いているところがございます。そういった意味での加速化プランは引き続き続いているところがございます。地域として必要だと考えているところにつきましては、大塚育成室、いわゆる青柳小学校の近辺、それから、それから、今回御説明させていただいた柳町地区であったりとか、それから、あと久堅地区ですね、久堅育成室を中心とした窪町小学校の区域、それから、小日向台町小学校のところ、ここが今一番課題かなというふうに思っているところなんです。さらに、駕籠町小学校の辺りも若干ちょっと数字としてぶれが出てきて

いるかなというところがありますので、そこも課題かなという認識を持っております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 今、何か所か挙げていただいたんですけど、まだ増設しなければならない。では、あと何人ぐらいあれですか、増設、あと44人のあれと含めて考えているか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 そういった意味でいうと、やっぱり地域格差というところがありますので、総体数という形になってくると、実はもう数的にはほぼ解消はされているところになっておりますので、引き続き、待機児童が多い先ほど申し上げた地区に関しましては、必要に応じて公設民営の育成室のほか、東京都、都認証の児童クラブの誘致のほうを進めていって、最終的にはやはり定数に近づけるような体制をとりたいと考えているところでございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 人数的には何人か分からない。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 すいません、将来的な数値というのはなかなか捉えづらい、いわゆる児童数は大体はつかめるんですけども、その中で育成室に入りたいという方々という部分がなかなか捉え切れないところかなというところになります。今年から始まっている東京都認証という部分は一つの、その解決策の一つというふうに考えた場合に、都認証を第一希望という形で、区の公設公営、公設民営ではないところを使うというお客さんたちもこれからいっぱい出てくるかなというところがありますので、なかなかとれづらいという状況になっております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。地域的には5か所ぐらいですか、久堅地域は前からやっぱり待機の児童が多いということで問題になっていましたけど、あと、育成室の定員が50名のところなんかまだ数か所残されております。なかなか44名の定員ということでは実現が言われて久しいんですが、早くこの44人を基本とした育成室にさせていただくようお願いをしておきたいと思います。

それから久堅地域ですね、窪町小学校から、前、タクシーで水道第二育成室へ通って、通うというようなことがありましたけど、今はその状況は解消されているんですか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 タクシーによる送りの部分に関しては、今年度はゼロという、今、状況にな

っております。

○田中（と）委員長 ゼロです、解消しています。

○大塚児童課長 解消している状況になっております。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 よかったです。タクシーで通うようなことがあってはやっぱりいけないと思いますので、子どもたちの安全を考えたときに、小学校から近い学童に通うような形にできれば一番いいなというふうに思いますので、こういうことがないようにお願いしたいと思います。

それから、これ予算委員会的时候にも言いましたけど、学童保育の料金ですけど、1万円になってもう久しいんですけども、この考え方、受益者負担という考え方、4区分の中の一つで1万円ということではいただいているんですけども、ここの部分だけ1万円という有料になるというのはおかしいと思うんですね。子育て世代の方々にとって負担をなくすということでは、保育料の無償化も行われてきておりますし、ここのところを何とか解決できないでしょうか。

それから、認証保育は、認証学童は、今、何か所ぐらいになって、最高で何万円払っていらっしゃるんでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 まず、受益者負担の考え方ですけども、こちらはやっぱりもともとのその出てきている受益者負担の考え方を引き続き継続させていただいているところであります。確かに1万円という金額は子育て世帯にはなかなか重い数字かなというふうにも思いますが、実際にかかっている金額から換算した数字という形になりますので、当然、金額面としてサポートしなければならない非課税世帯であったりとか、あと多児保育を求められている方々については、今も減額という形をとらせていただいているところがあります。保育、育成室の利用料金に関しましては、今後については、現状を維持させていただきたいなというふうに思っているところであります。

○田中（と）委員長 値段はいいの。

○大塚児童課長 続きの部分としまして、認証学童の金額になりますけども、今年度から標準の価格としまして1万4,000円という金額になっております。当然、今回、都認証の部分については延長保育が可能となっておりますので、そこは別料金という形になりますので、文京区の育成室と同じような業態でやった場合につきましては、1人頭1万4,000円という金額になります。

（発言する人あり）

○大塚児童課長 数は12か所という形になります。

○田中（と）委員長 吉田部長。

○吉田教育推進部長 受益者負担のところだけですけれども、これは区全体、文京区全体としての基準ルールに基づいてやっておりますので、この育成室の料金だけを、それを取り出してどうこうするって話ではないというふうに認識しておりますので、様々ほかのものでも受益者負担ということで区として基準を設けていますので、その基準どおりに算定をしていくというところでございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 この料金ですけど、受益者負担の考え方は、神戸方式を採用して4区分に分けて有料にするという考えた方だと思いますけど、その後、この受益者負担に基づく料金の値上げというのは行われてないんですよね。というのは、区民の皆さんから値上げはやめてほしいという意見、要望などが出されたから上げてないわけですけど、この4区分に分けて、子どもの学童のところだけ受益者負担を行うというのは、私としてはとても納得がいきません。子育て世代、今、いろんな学用品の無償化、学校給食の無償化、いろいろ進んできていの中で、ここの学童だけが受益者負担を適用するというのは納得がいきません。ぜひこの1万円と、あと、認証のほうの1万4,000円ですか、廃止をしていただくようお願いしておきます。

○田中（と）委員長 続いて、小林委員。

○小林委員 私のほうからは、まず、待機児童対策、どうもありがとうございます。

4月1日時点で、47名の待機児童のうち、都認証学童クラブに入る15名を除いて、32名が待機児童になっていましたけれども、6月までにまた行き先がまた決まったりとかして、この待機児変わっていると思うんですけども、その状況について教えてください。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 数値としましては、5月1日現在で出している数字としましては、19名という形になっております。この19名の中には、実はアクティを利用される方も含まれてきている状況になっておりますので、アクティであったりとか、あとランドセル来館というところもありますので、そういった意味でいうと、19よりもさらに少なくなっているというのがこちらの認識となっております。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。そういうふうに行き先がちゃんと決まってやっているとは思いますが、引き続き、待機児童の方に関してはケアをお願いしたいと思います。

そして、先ほど来、出ています都認証学童クラブの利用料が育成室並みにというか1万4,000円になったということで、利用状況はどうかということと、今年度からこの入室状況の紙に都認証の入室児童数が明記されるようになったんですけれども、15名という数字は、昨年度まではそういう値段も違いますし、比較ができないかもしれないんですけれども、ちゃんと現在ある都認証学童クラブ12か所ということなんですけれども、待機児童の受皿となっている要素が、そういう要素が強くなっているのかも確認させてください。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 都認証の部分になりますけども、先ほど申し上げたように12施設、今年度、運営している状況になっておりまして、定員数としては761名受け入れる状況になっておりまして、その中で実際に利用されている方が659名、在籍率として86.6%の方が都型認証を使っている状況になっています。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 その中には、最初から都の認証学童のほうがいいという方もいらっしゃるけれども、それで待機児童になったからそちらも利用しようという人が今回は15名だったということで大丈夫ですか。はい、分かりました。引き続き、都認証学童クラブも含めて、待機児童解消に役立てていただきたいというふうに思います。

最後に育成室の職員確保について伺いたいんですけれども、身近に、私はもう年なので育成室の仕事を辞めたいと思っているけれども、人が足りないので辞められないと言っておられた方がおりました。保護者として、その職員さんが若ければいいというふうには思っていないんですけれども、もちろんベテランの方の安心感もありますし。ただ、事故やけがなどの心配も出てくるので、育成における高齢者の雇用とか、あと隙間バイトの活用など、そういう職員確保の課題があれば教えてください。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 今、御指摘いただいた部分としては、いわゆる会計年度職員というところが一つの課題かなというところがありまして、実際に採用している部分として、やっぱり比較的若い方々と高齢の方々、この二極化を今している状況になっております。若い方が大体22から24ぐらいの大学を卒業した方々が引き続きそこで会計年度として働いているケースも多いですし、反対に65歳以降でリタイアされてまだ動けるといって形で利用される、申請して従

事、当たっている職員も多数いらっしゃると思います。当然、そういった方々は育児という形で今まで自分の子どもであったりとか、あと実際に学校の先生、校長先生だったという経験者の方もございます。そういった方々に文京区の育成方針を御理解いただいた上で、子どもの保育、育成において従事することに御理解いただいている方々を積極的に採用していきたいなというふうに考えているところでもあります。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。もちろん、高齢者の方のベテランの方の雇用もしていただきたいとは思いますが、昨今、育成の場合、送迎なんかはないですけども、ちょっとやっぱ車の運転とかで危なかったりとかするようなこともありますので、安全に、安全面に関しては細心の注意を払っていただきたいということと、職員確保に関しては、文京区は保育の質がすごく全国的にも定評がありますので、今後も引き続き質を維持できるように処遇改善も含めて努力していただきたいというふうに要望いたします。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 続いて、沢田委員。

○沢田委員 私は2点なんですが、それぞれこれまでの委員が聞いたところに関係してです。

まず、1点目は、田中委員が先ほど要配慮児が増えている、田中香澄委員がですね、要配慮児が増えているというお話があって、実態はよく分かったんですが、ただ、私が伺った話で、実際、区立の育成室で指導員が暴力を受けたケースもあると聞いているんですね。ただ、対応は加配とか要員とかでの対応という話なんですけど、こういうケース、レアなんでしょうけど、家庭も含めて支援が必要なケースもあると思うんです。そういうケースについても迅速に対応して問題解決につながっているかということと、あと、特に保護者の支援を考えると、学校とか関係機関との連携が大事だと思うんですけど、区児相ができて、連携や情報共有とかは前よりしやすくなったんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。実際に現場での連携がスムーズにできているでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 要配慮児の暴力、そんなに頻繁ではないという状況になりますけども、そういった形で指導員に対して手を上げてしまうというところは、やっぱり御家庭での暴力も当然考えられるところがあったり、それから、あと親御さんたちもそういった形で暴力を、子どもから暴力を受けてしまうというケースで、どうしたらいいのかと悩まれている方々も多くいらっしゃるのかなというふうに思っています。そういった意味で、保護者との連絡として密に我々は今までもやっているところがございますし、実際にこども家庭支援センターと

も連携をしながら、御家庭の、御家庭における子どもを育てるところ、いわゆるペアレントトレーニングというところにうまくつなげられるような形で連携を今までもとっていますし、これからも引き続き連携をとっていききたいなというふうに思っているところです。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。十分に配慮されているということなのですが、子どもの児童の虐待に関しては、当然、指導員に通報義務があるのであれなんですけど、そうじゃないケースというか、今のような暴力のケースも児相が適切に関わったりできるのかなというところが気になっていたんですが、こ家センにつながれているということなので、そういう流れはできていて、できるだけ迅速に対応いただけるという話なんです。

ただ、今のは区立の育成室の話なんですけど、公設公営の育成室の話なんですけど、民間の学童、公設民営の学童も含めてだと思っんですね。先ほども申し上げましたが、就労環境の改善です。これは職員の定着にも関わる重要な課題ですので、特に対応が後手に回らないように、民間の現場でこのような状況があるかどうかというような実態把握も区はされているんでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 民間の部分に関しましては、実際に公設民営の育成室に関しましては、巡回指導という形でお話を聞いている状況になっておりますし、あと、地区によりますけども、エリアマネージャーという形で設けておりますので、その方に相談するという体制をとっております。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。巡回指導、保育でもそうなんですけど、保育に関してもずっと巡回指導で対策をされていて、一定の効果は認めながらも、一つ私が指摘しているのは、現場の指導員の生の声を本当に拾えているのかというところで、保育のほうは、ただ巡回指導、指導検査だけではなくて、LoGoチャットを使って直接現場の保育士から匿名で声を寄せられるような仕組みをつくられているんですよね。それから、あと、今申し上げた第三者評価の職員アンケート、これも匿名で意見を寄せられる機会です。学童も一昨年度から対象施設になっている、学童保育もですよね。ですので、第三者評価に関して言うならば、結果も、東京都のホームページ、福ナビ東京ですか、で公表されているはずなので、そういったものを活用して計画的に実態把握をすることは可能じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 そういった意味でいいますと、東京都の都認証の部分に関しまして、第三者委員会による調査という形が明記されているところでもありますので、都認証の部分に関してはそれができていくのかなというふうに思っているところです。公設民営の部分に関しましては、第三者意見というのものもあるかもしれませんが、やはり巡回指導というところで現場の意見を聞きながら対応していくというのが我々のスタンスかなというふうに思っております。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 第三者委員会とか、今おっしゃったようなほかの第三者みたいな話もあるんですが、東京都の制度としての福祉サービス第三者評価の活用もできるんじゃないかと。これを使えば、何かというと、現場の職員の声を可視化すること、そして、それを一定、一定の当然範囲ありますけど、公表をして、利用者への情報提供公開もできるという意味で、ぜひ使っていただきたいなと思っているということです。

今、ちょっと多分、文京区の区公設公営の学童クラブでいうと、多分、福祉サービス第三者評価の実施実態とかはちょっとまだ都のページでは、福ナビでは見られないので、このあたりも検討いただきたいということで、これは要望でいいんですけど、そうだな、うん、なのでお願いします。

2点目なんですけれど、今の関係はするんですけど、都の認証学童に関して、今、小林委員の質問の中で実態は分かったんですが、それで、その保護者のニーズに幅広く対応してもらっているということは分かったんですけど、多分、ここまでにニーズというか、その充足率もかなりのものだったので、今後も増える可能性がありますよね。まあまあ、可能性はあるんじゃないかなと思っているんですけど、一方では、先ほど育成室でもその地価が上がっていて、指導員が区内に住めないというような実態があると。認証もやはりそうですよね。認証、都認証の指導員だけが処遇が高いなんていうことはないと思うので、そういった問題は共通している。しかも施設が増えると事業者とか保育の質も多様化してくるので、都認証についても指導員の処遇とか就労環境についての適切な指導とか検査ということが必要になってくるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 都認証の部分に関しては、認証としては東京都という形になりますけども、実際に窓口として相談を受けるところに関しましては、区側になるような形にします。先ほど言った処遇改善の部分に関しましては、現場の意見を聞きながら逐次対応できるように考えていければと思っています。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 いわゆる巡回指導ぐらいはできるんですかね。多分、認可じゃないので、指導検査みたいなことはできないんだと思うんですけど、今、まさにおっしゃった現場の意見を聞くということで、ここで間違っていたきたくないのは、現場の意見というのは現場で働いている従事者、指導員の人たちの意見、生の声ですね。事業者の声だけを聞いていると、何が問題かということはここでは改めて何も言いませんが、保育もそうだし、介護なんかはそれがもう実態として大量離職みたいな問題につながったケースがあるわけですので、学童とか育成室とか都認証に関しては、今のところは増えているし、いいと思うんですが、今後、社会情勢変わったときですよ。最初にしわ寄せを食うのがこの現場の従事者、指導員の皆さんだと思うので、そうなる前に、あらかじめその生の声をしっかりと受け止められるような仕組みをつくるということを御検討いただきたいと思うんですが、最後にもう一度だけ伺います。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 都認証の部分に関しまして、雇用関係の部分としては、事業者と、それから雇用している方々の労働契約という形になってきますので、我々から強くお話しすることはできないかなというふうに思っているところです。一方で、現場サイドからそういった形で話が上がってくるとしたら、やっぱり相談が受けられる窓口は必要かなというふうに思いますので、そこら辺は東京都と協議しながら考えていければなと思っています。

○田中（と）委員長 ほかに御質疑ある方。よろしいですか。

では、宮野副委員長。

○宮野副委員長 これまで区の努力で受入れ態勢のほう拡大していただいて、ありがとうございます。今後もさらに整備を進めていただいて、待機児童がゼロになるように頑張っていたきたいなと思っております。

私からは、待機児童数の減少傾向に伴った在籍ルールの運用についてお伺いしたい。具体的には、保護者の育休の取得時における在籍継続についてお伺いしたいと思います。

先日、区議会のほうに区民の方から声が届きまして、第三子の育休取得に伴って、新2年生の長男が行く育成室を退出せざるを得なくなったというものでした。保護者の方は、出産後、体が回復し切らない中で、昼夜を問わない乳児の育児を行っておりまして、その傍らで、年が離れているとはいえ、育成室を退室になってしまったそのお兄ちゃんが、春休み期間中に居場所を失って、おうちでゲームですとか動画視聴ばかりになってしまったというような、

お母さんにとってはそれが子どもに対して申し訳ない気持ちでいっぱいだというような悲痛な現状がつづられておりました。

このことについて2点指摘をさせていただきたい点があって、1点目が、保育園とのルールの差というものです。保育園では、数年前に在園ルールを見直していただいて、育休を取得しても継続の利用が認められているんですけども、一方で育成室では、一定の期間で退室になってしまうということで、そこの一貫性が欠けているのではないかという点。

2点目が、施設ごとの空き状況の活用についてですね。先ほども申し上げたように、区が努力してくださって、定員が増えていて、今日の報告では64施設中のうち52施設で待機児童がゼロという数になっております。実際にこの方が利用していた育成室も在籍率は80%程度だったとのことで、空きがある状態でした。待機児童がいる施設なら難しいのかもしれないですけども、定員に余裕がある施設においても一律に退室を求める運用はどうかかなというふうに感じております。ルールを柔軟に見直すタイミングなのではないかなと思っております。例えば、条件付で定員に空きがある育成室に限るなどとして、育休の取得時も在園継続を認めていただきたいなというふうに思っているんですけども、このことについてお考えを伺いたいと思います。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 宮野委員の御指摘いただいた点は我々も把握しているところであるところです。一方で、やはり待機児童数がまだゼロではないという現状、定員数が本来だったら40から44のはずなのが50とかというところに、今、なっているところもございます。そういったところを踏まえますと、まずはやっぱり待機児童数をなくすというのが大前提というふうに思っています。それを踏まえた上で、次として育休取得者をどうするかということに入ってくるかと思いますが、今、委員の御提案いただいた空いているところはどうかというお話に関しましては、公平性の視点から見るとなかなかちょっと厳しいか、今、現状では厳しいかなと。つまり、育成室に関しましては、地区あるいは地域割りをしている形になりますので、利用者のほうがここに入りたいと言っても、ここは、この地域についてはこの育成室ですよというもう決まり事になっている状況になっておりますので、やはり、まずは待機児童の解消をした上で、ある一定数、定数に近づいてきた段階で育休取得者の部分での考え方というのは考えていければと思いますし、我々もそこは非常に重要なポイントだと思いますので、引き続き検討は進めていきたいというふうに思っています。

○田中（と）委員長 宮野副委員長。

○宮野副委員長 公平性の観点ですぐにはということなんですけれども、今後、ぜひ検討していただきたいと思います。やはり、空きがあるのに利用ができないというのは、困っている子育て世帯の方からすれば、ちょっと納得がいかない一律のルールなのかなというふうに感じますので、さらに育休中の保護者にとっては、本当に産後の満身創痍の状況で上の子の居場所がなくなってしまうというのは、孤立の育児にもつながってしまうと思いますし、場合によっては、本当にひどい場合は児童虐待にもつながりかねない問題だと思しますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

以上、要望です。よろしくお願いします。

○田中（と）委員長 以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

---

○田中（と）委員長 続いて、一般質問です。

一般質問ですね、事前にお伺いしたところ、8人の方から18件いただいております、感覚的に1人10分はやっぱりやってもらおうと思っています。15分やるとね、これ1人15分配分すると2時間超えちゃうのでね、なので十分ぐらいをめどに皆さんにやってもらおうと思っていますので、別に3時にきちっと終わらそうとは思っていません、今回、私ね。せっかくだからどんどんやってもらったほうがと思っていますので、ただ、節度を持ってね、僕ももっとやりたいから30分、40分、それはやめてねというふうにして止めに入ることもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に白石委員。

○白石委員 私のほうからは、子ども・子育て支援新制度に移行したというところの国の動きの中で、本区の動きという形で見て質問させていただきたいと思います。

本会議場の一般質問の最後、議席からのお話の中で、文京区の国勢調査の結果は25万人いて、戸籍住民課が持っているデータだと、まだ23万8,000ぐらいか、そういうような本区である中で、全体的には、現実には、日本の出生率が発表されて、相当下がってきたねというような話でした。そういう中で政府が一生懸命子ども・子育て支援を充実させてやっていくという中で、大きな転換点に来ているというふうに思っています。

本当は保育園のところでも1点聞こうと思ったんですが、ちょっと合わせながら聞きたいのは、今後の幼稚園の在り方という形なんだけれども、その前に保育のほうを見てみると、例えば子ども、こども庁に本区が出した令和8年度の見込み数というのが、ゼロ歳が546人、1歳児が2,366、3歳以上が3,129と。その結果、今回の発表の中では、このゼロ歳が546と

見込んでたところが、実質数字が683、大きく上振れしているというところであります。1歳、2歳は2,366に対して2,500だから、100人前後なんでという形です。だから、ゼロ歳、1歳のところはちょっと大きく動いているなというふうに分析させていただきました。ところが、3、4、5歳のところはそんなでもないんですよ。予想どおりかなというようところがあって、本区が頑張ってきた経緯の中で、このゼロ歳、1歳が上振れしているというのはいいことなんだろうと思います。

先ほど来から、保育園の在り方という話も出ていますけども、これ、できてきた経緯というのがあると思います。私が20年前に議員になったときには、当然ながら区立保育園しかなくて、時代の変化ですよ。社会的変化があって、働き方が変わって、保育需要が高まって、私が入った議員時代には、区立保育園の入園状況はペーパー1枚でとても大きな字で書かれていた。今となっては、このA3になっても小っちゃくなって、様々な保育園が運営されてきている。そういう中で時代ニーズを把握していただけてきたんだというふうに認識しています。これがどのように変わっていくかというのは、この少子化の中で、ほかの自治体が御苦労されていることがあって、その中で東京が一番最初に言ったように、全国平均の出産係数と比べても、どちらかというとなんか減ってはいないけども、少しずつ減り始めているけど、文京区では増えていますよというような結果になっているというふうに認識しています。こうやって増えてきた民間事業者さんなんで、せっかく得たこの知識というのは、うまく業務転換して、時代のニーズに応えられるようにしていくのが、多分、皆さんのお仕事だと思うので、まず1点目は、そういうふうな業務展開に向けてどういうふうな指導をされているかという点が1点聞きたい。

2点目は、今度は、僕、議員になったときから言っていますけど、私の子どものときには幼稚園なんかに入れる方々がそんなにいなかったんで、と言いつつ、文京区は私立幼稚園が多かったんで、私も区立幼稚園入れなくて私立幼稚園に入って小学校に上がっていくというふうにお世話になった経緯があります。この昔の私立幼稚園さんが、今、この新たな国の制度によって転換を求められていると。時代ニーズに対して対応していかなくちゃいけないというところで、様々な御苦労がある中で、この認定こども園のほうに転換された園というのが文京区内に3園ありますよ。ほかの園の方々は、今後、どういうふうに業務展開というか、サービスを向上しながら文京区と歩んでいくかという道筋がないと、なかなか経営が難しくなってくるのは当然のことなのかなというふうに認識していますけども、今現在の私立幼稚園との話合いの中で、なぜ3園だけ国の制度に移行されて、残りの園は移行されなかったの

か。今後、そういう園に対してはどのようなふうなフォローアップを行政として行っていくのか。この2点をお聞かせください。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 業務展開に対するお尋ねでございますけれども、本区の私立認可保育園におきましては、いわゆる一時預かり事業というものについて実施している私立園があるというところと、先ほどの幼児保育課長の答弁と重なる部分かと思っておりますけれども、本年度から月一定時間までの利用枠の中で、収入状況を問わず時間単位で保育園等を利用できる、いわゆるこども誰でも通園制度の開始が予定されてございますので、そういったところで一定、いわゆる認可の枠組みとは異なるような取組というのは行っているものと認識してございます。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 2点目の私立幼稚園に対する区の対応、補助みたいなところでございますけれども、子ども・子育て支援制度に移行していない園についてということでございます。現状、園に直接という補助のほかに、保護者の方に対しての補助の充実ということがございます。これちょうど今年度から補助制度の改定がございまして、大きく分けまして、入園料補助と保護者負担軽減補助、こちらの増額をしているというところでございます。入園料補助については、これまで私立幼稚園に入園した場合に3万円補助していましたが、今年度も19年ぶりに額の改定ということで7万円に増額ということでございます。また、保護者負担軽減補助につきましては、国からの2万5,700円に加え、さらなる保護者負担軽減として、所得に応じてですが、東京都からは6,200円、区からは7,500円まで追加補助ということで、総額で3万5,000円から3万9,400円の補助を行うということです。これをもちまして、私立幼稚園に魅力を感じていただいて入園が増えるというようなことをもって、私立幼稚園のサポートというものを区としては現在取り組んでいるというところでございます。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 ちょっと最後に、まず、もう一個確認したいのは、私立幼稚園の経営者の方々が誤解している点があって、私立幼稚園の定員数が割れてきたときに、区立幼稚園を閉鎖するというような思いを持っている園長さんがいらっしゃるという話を一回聞いたことがあるんですけど、それは否定をしていただきたいなというふうにはまずこの場で思います。

なおかつ、もう一個、今、保育のほうで誰でも通園制度ができてくるわけですね。これは今度は幼稚園のほうのサービスになってくると、また脅威になって広がってくるわけですよ。

ゼロ歳から通っているお子さんたちの枠がどんどん広がっていく、幼稚園のほうはまだ3歳、国の新制度に移行していないところは3歳からでまた頑張っやりながら、そういうサービスの拡充の一番今の時代ニーズの保護者が欲しいところに手を出してないということは、非常に今後苦しくなってくると思うんで、そういうところのアドバイス等をきちんとしながら、今後、歩んでいっていただきたいなというふうに思っています。

今、補助金制度の話が出たんで、その補助金は、例えば、国の制度に移行していれば、区行政のほう是直接やるんだけど、今の私立幼稚園に対しては、補助はするけども、一回お金を保護者からもらって、その後、精算ですよというような形になっていると、今度、園の経営上は負担がでかくなってくるような気がします。できれば確定したところで先払いするなりして、そうやって底支えをしてあげるといような点は必要かなと思うんだけど、その辺はいかがでしょう。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 私立幼稚園と区立幼稚園のクラスの閉鎖とか、その辺の関係性ですけども、今、委員から御紹介いただいたような事実はないということでございます。ただ、区立幼稚園の適正配置についてということで、私立幼稚園側との協定を過去に結んでいた経緯がございます。区立幼稚園の定員が10人を切った場合は、区立幼稚園のクラスは設置しないというところは生きておりますので、現状ではその限りというところでございます。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 私立幼稚園におけるこども誰でも通園制度に関するお尋ねでございますけれども、現在、私立幼稚園中では2園実施をしているというところでございます。実際には園のお声というところの中では、そういったいわゆるプレ保育というか私立幼稚園に通うことによって、誰でも通園制度を使うことによって、そういったいわゆる3歳児以降もその園に引き続き行きたいというようにお声というところがいただけるものではないかなというふうに伺っているところでございます。

また、利用料金につきましては、御指摘のとおり、まずは保護者の方に負担をしていただいて、後日、償還払いという形になってございまして、それはちょっと制度の中というところはございますけれども、そういった負担も含めて、今後、そこら辺は丁寧にお話をしていきたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 白石委員。

○白石委員 分かりました。御努力いただいていることは、こうやって質疑すればよく分かる

点があります。ただ、経営のほうになってくると、皆さん方にしてみると、行政の思いというのはなかなか伝わっていかないところがあるので、そこをきちんと説明されることが、また、寄り添っていただくことが、この歴史文化を大事にする文の京の教育行政の一部だと思いますので、どうぞ、今日、今日の報道かな、ほかの地方自治体では、議会が幼稚園の再編を決定したと、検討会を立ち上げてやったような自治体もあるみたいなんですが、私たちはそういうことは望んでないですから、その辺をひとつしっかりとよろしくお願いします。

○田中（と）委員長 続いて、高山委員。

○高山（か）委員 本区ではこの4月から、こどもの権利に関する条例というのが施行されました。子ども一人の権利、意見を反映する仕組みというのが整備されたということですね。とりわけ、子どもは遊ぶというのが発達に欠かせない重要な権利と思います。また、本年度の当初予算の中でも、重点施策として子どもの権利擁護の一層の推進というのを挙げられています。一方、この区内には、一部公園で安全面や近隣への配慮の声から、ボール遊び等を一律禁止にしている公園があります。例えば千駄木にある公園ですね。真ん中に花壇を置いて、ボール遊び禁止と大きく注意書きが書いてあります。もちろん公園の利用者の安全確保や周辺住民の生活環境への配慮というのは大変重要なのは承知しております。しかし、禁止を前提とした運用を行えば、子どもたちが成長する機会をまさしく失いかねません。また、条例では子どもの意見表明もしっかりと保障されています。子どもに関わる施策の検討に当たっては、その声をしっかりと聞いて尊重するということが求められています。また、公園のルールは、まさに子どもたちの日常生活、また、来週文教委員会でも御報告いただきますが、運動量に直結する大切なテーマだと思います。

質問なんですが、区は公園におけるボール遊びについて、子どもの遊ぶ権利とどのように結びつけ、認識をまずしているのかが1点。

それから、2点目に、一律、今、禁止にしている公園の妥当性について、どういう基準で判断をしているのかというのが2点目。

そして三つ目に、その利用ルールの見直しに当たって、今後、子どもたちの自身の意見をしっかりと聴取し、反映させるおつもりがあるのかというのが三つ目。

そして四つ目に、時間帯や例えば場所、それから使用するボール等、いろいろな工夫をして、安全や子どもの権利を両立させる運用というのも検討することも可能かと思うんですが、そのあたり区の見解を教えてください。

○田中（と）委員長 鈴木こども政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 まず、一つ目の子どもの遊ぶ権利に関する見解でございますけども、当然、公園で体を動かして遊ぶことを含めまして、子どもの遊ぶ権利については、子どもが健やかに成長する大切な機会であるというふうに認識をしております。条例の趣旨を踏まえまして、今、委員からもお話もありました安全確保ですとか近隣への配慮、こういった調和を図りながら、子どもの遊ぶ機会を確保していくことが重要であるというふうに認識をしているところでございます。

一律禁止としている公園の基準についての判断でございますけれども、みどり公園課のほうに確認をしましたところ、ボール遊びにつきましては、小さいお子さんについては、柔らかいボールを使う程度であれば許可はしているというところ。それ以外は、公園内で分離されているいわゆる球技場、こういったところ以外は、安全確保や近隣への配慮の観点から使用は制限させていただいているところでございます。

それから、子どもたちの意見を聴取してどう反映させるかという考え方につきましては、先ほども申し上げました子どもの遊ぶ権利に係るテーマについては、当然、見直しが、公園の部分について見直しが必要な際は子ども自身の意見を聞くことが当然重要だというふうには考えております。一方で、先ほどからも出ております、公園は全ての方が利用できるスペースでございますので、安全面ですとか近隣への配慮も考慮しなければなりません。子どもの声は、これまでもアンケートですとか子どもの施設に直接伺って意見を聞き取ってまいりましたけども、今後も意見を把握した際は、所管に適宜伝えていきたいというふうに考えております。

最後に、使用するボールの種類などを工夫して両立させる運用を検討すべきという御質問につきましては、現在、ボールが利用が可能というのは、先ほど申し上げた球技場ですか、金網で張ってあるような球技場、区内に11か所ございますけれども、区民の皆様から問合せが入った際には、ホームページ等で紹介をしているところでございます。公園再整備の機会を捉えて、球技場の拡大等も検討しているというふうに伺って、所管のほうから伺っておりますけれども、公園ごとの実情を踏まえまして、安全を確保しながら、ボール遊びだけではなく、子どもが体を動かして遊べる機会については、可能な限り確保してまいりたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 高山委員。

○高山（か）委員 ありがとうございます。なかなか11か所と、今、おっしゃっていただいた中でも、特に本郷地区にはやっぱり少なく、駒込地区のほうには駒込公園であるとか、そ

れから神明公園であるとか、ボール遊び、動坂公園であるとかって、なかなか地域偏在も多く見られます。子どもを、公園を子どもたちの大切な遊び場としてしっかりと確保するために、今後、やっぱりしっかり区として取り組んでいただきたいんですが、もう一度その方針として、子どもの聞く、声を聞く権利というのとどうやって接合、融合させていくのかというのを、もう一度ちょっと御答弁お願いいたします。

○田中（と）委員長 鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 当然、公園は子どもにとって身近で遊ぶ、安心して育つための大切な環境の一つであるというふうに認識をしております。先ほど申し上げましたが、今後、公園再整備というのは順次行われていきますが、今、土木部のほうとは、子どもの声を丁寧に聞く仕組みについて、新しい仕組みについて、今、検討しているということでございますので、関係所管とそういった検討の内容を進めていくとともに、ちょっと繰り返しになりますが、安全面ですとか近隣への配慮、こういった調和も図りながら、子どもの遊ぶ権利については確保していきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 高山委員。

○高山（か）委員 よろしく願います。言っても変わらないというね、子どもたちが感じることなく、しっかりと声を拾い上げていただきたいと思います。大きな声を上げる大人だけのまちづくり社会にやっぱりなっていないためにも、条例の初年度ですし、子どもの視点を組み込むいい転換期と考えて、部や課を横断してしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、ぜひよろしく願います。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 続いて、小林委員。

○小林委員 私のほうからは二つありまして、一つが、千石西保育園の改修工事期間中におけるアスベスト対策について伺います。

昨日の千田委員の本会議質問の答弁で、工事については十分な安全対策をとりながら実施できるものと考えているが、保護者の不安や懸念により丁寧に対応するため、本年度の工事は見送るとのことでした。しかしながら、説明会に参加した保護者の方の声を伺うと、工事の延期については評価するけれども、工事について十分な安全対策をとっているという区の主張には理解が得られておりません。その理由として、区内保育園の改修工事において、9から10か所を2か月間かけて行う工事は前例がない規模の大きさであること。また、園児登園日のアスベスト作業箇所における負圧管理を行わない計画であること。また、除去アスベストが園内のプレーコートで保管されること。数か月に及ぶ窓の全面閉鎖などに懸念を示さ

れ、作業を行う土・日の代替保育だけではなく、2か月間の工事期間中の代替保育の確保を要望されております。昨日の御答弁では、工事期間中の代替保育の実施方法については引き続き検討するとのことだったんですけれども、ぜひここ、2か月間の代替保育の検討を行っていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 千石西保育園のアスベストの係る工事についてですけれども、代替保育につきましても、今、委員からのお話をいただいたとおりでございます。具体的な案を今日ここでお示しすることはできませんけれども、工事期間中は可能な限り希望する方の代替保育は実現できるように検討するという方針は持っております。今後、保護者の方に対して、工事の概要ですとか安全性、あとは工事期間中の園の運営、代替保育を含めてですけれども、こちら丁寧に説明をさせていただいて、来年度、安全・安心に工事が実施できるようにしていきたいと思っております。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。ぜひ進めて検討して、2か月間の代替保育のほう、実現していただきたいと思っております。

続きまして、もう一つが、親族里親制度の周知について要望したいと思って質問します。6月7日の東京新聞に、親族里親をしている知人がインタビューされていて、課題が紹介されておりました。親族里親には、養育里親などにある手当には出ないけれども、一般生活費は支給されますし、都では子ども1人当たり月6万4,720円、学校教育費や塾代の支援もあります。以前、かつては児相を介さずに養育を始めている場合は該当しないとして制度の適用が検討されなかった時代もありましたが、その後、制度が適用されるようになり、東日本大震災をきっかけに、こういう適用をされるということがかなり知られるようになったという経緯があります。その新聞記事のほうには、制度が適用されるケースを掘り起こすことも含め、積極的な活用を求める声が出ておりました。

それと同時に、私の地元のほうにも一人、長年、そういう親族里親として苦勞されていた人がいるんですけれども、実際に相談先が児相だということすら知りませんでした。その人は祖父母とかではなく、同世代の方です。

そこで質問なんですけれども、文京区内で親族里親に託されている子どもの人数、都内だと24人しかいないということなんですけれども、文京区で何人おられるかということと、ぜひこうした親族里親の制度について周知してほしいんですけれども、いかがでしょうかとい

うことで、お願いします。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 お尋ねの親族里親というようなところでいきますと、保護者と例えば死別されたり、委員おっしゃいました行方不明になられてしまったお子さんにつきまして、祖父母の方、あるいは扶養の義務がある方が養育するというようなところでの社会的養護の仕組みの中での里親制度の大変重要な施設の一つとなっております。今、委員御指摘の親族間等での子どもの養育というようなところは、親族里親の申請をしないで御家庭の負担の中で対応されているケースも存在するというようなところで認識しているところでございます。これから、区の児童相談所としての制度の適用でありますとか、積極的な活用というようなところでいきますと、実際に自動的にこの対象家庭が自治体として把握できるというような自治体の仕組みがありますよというような情報というのは、他自治体では接していないんですけれども、この潜在的なニーズのところはどうやって対応していくかというようなところにつきましては、私ども区の児童相談所としまして、区の中に児童相談所があるという強みを生かしまして、一つにはこ家セン、こども家庭支援センター、あるいは母子保健、学校ほか教育部門との区の教育関係機関等々の日々の連携によりまして、お子さん自身の日常的な見守りですとか支援を行っている関係機関と支援が必要な家庭を児童相談所と着実に把握をいたしまして、そのニーズに応じた支援というようなところを届けていくという体制づくりを進めているというところでございます。

○田中（と）委員長 人数は。

○佐藤児童相談所副所長 児童相談所副所長です。あと実績のところなんですけど、これ昨年度の人数のところを、今、取りまとめておるんですけど、親族里親だけで取り出していきますと、区として令和7年度のところでは1件というようなことで把握をしているところでございます。

○田中（と）委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。1件、親族里親の制度を利用されている方がいらっしゃるということは少し安心した材料ではあるんですけれども、私の身近にも既に1人おりますし、多分、今までだったら当たり前のように血がつながっているんだから育てるのは当たり前でしょみたいな感じで、私たちの同世代の友人なんかは姪っ子を育ててきているということもありますので、ぜひ何か、やっぱりステップファミリーというか、そういう自分の実の子じゃない、血はつながっているけれども、育てるのにやっぱり大変だったりすることも多くて悩みも多

く、悩みながら子育てしているという方のほうが多いことを聞きますので、ぜひそうした人たち、実際につながりたいという希望も持っておりますし、ぜひ文京区でも先ほどおっしゃられた児相がある強みを生かして周知をしていただきたいというふうに要望いたします。ありがとうございます。

○田中（と）委員長 続いて、関川委員。

○関川委員 私は2点、千石西保育園のアスベストの問題と、あと、たんぽぽ保育園の事業譲渡に関する問題についてお伺いしたいと思います。

先ほど来からありましたけど、千石西保育園の雨漏り工事に付随するアスベスト工事も一緒に行われるということで、対策が立てられて1年延期されたのは賢明な区の判断だったと思います。子どもたちの安全を第一に考えるのならば、やはり居ながら工事ではなくて、1年あるのですから、代替の場所を使わせていただいて、保育を行うことをぜひ決断していただきたいと思います。さしがや保育園の件もありますので、二度と同じことを繰り返してはいけないと思います。水道保育園のときはリースで仮園舎を建てたり、向丘、さしがや保育園のときは礪川公園の上に仮園舎をつくりました。それで、千石西保育園の場合、駅にも近い宮下公園辺りに仮園舎をつくる等、何らかの工夫をしていただくようお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 工事期間中の代替保育についてでございますけれども、現時点では仮園舎を設置した上で、そこに希望する方が全員移るということは想定をしておりません。居ながら工事という前提でございますけれども、工事は土曜日、日曜日、祝日ということです。土曜日に預かりがある方については、代替保育の可能性ということでほかの施設を、十分対応が可能でございますので、それをもってアスベストに係る工事期間中にお子様がいらない状態をつくれるという認識でおりますので、基本的にはこの考えでございます。

しかしながら、そこについて一定の御理解がまだ得られていない状況もあるということは認識しておりますので、先ほどの御答弁と一部重複しますが、それを越えた代替保育の可能性というのは検討の可能性は十分あると思っています。ただ、仮園舎をつくるというところまでは現時点ではないという状況でございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 先ほど来、さしがや保育園の件も申し上げましたが、このさしがや保育園の件は、1999年、平成11年に起こって、27年たちますけど、いまだに第三者委員会が行われてい

て、それで暴露手帳を持っているお子さんもまだいらっしゃるという、こういう大惨事になりました。ですので、こういうことが二度と起こらないようにするためには、仮園舎を建ててもらってやるのが一番安全だと思います。土曜、日曜だから大丈夫ということは、子どもたちの安全を第一に考えたときには、やはり危険性が私は伴うというふうに思いますので、ぜひその辺、あと1年ありますから、考えていただきたいというふうをお願いをしておきます。

それから、たんぽぽ保育園についてですけど、たんぽぽ保育園は本園と今まで第4分園まで事業を拡げてしてきました。このたび、第3分園を株式会社に譲渡移譲すると事前に課長さんから報告がありました。社会福祉法人、たんぽぽ保育園、あしたば会の経営状況について、区は今まで途中で把握していたのか。この間の指導検査等で実態をつかんでいなかったんでしょうか。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 たんぽぽ保育園第3分園の運営主体の経営状況でございますけれども、運営事業者のほうからは、昨今の入園状況であったり賃料の値上がり等の影響があったことで、事業譲渡の検討に至っているということで御報告、正確に申し上げると、そういった今後の園の在り方というところを、昨年度、区のほうに御相談いただいたというふうに聞いてございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 昨年度、区に御相談いただいたということですけど、そのときに区としてどういう助言をなされたんでしょう。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 そうですね、閉園も含めたということで御相談いただいているんですけれども、我々としては、先ほど閉園に基づく影響というところは御答弁いたしましたけれども、閉園以外の方法ということで様々御提案する中で、最終的に法人と後継事業者のほうでお話がまとまりまして、事業譲渡に至ったと聞いてございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 それで、こども家庭庁の見解によると、社会福祉法人の保育園は株式会社に譲渡移譲することはできないということで、社会福祉法人は株式を持たない非営利法人であり、株式会社と異なり利益供与が法律で禁じられています。事業譲渡を行う際は、あ、禁じられていますという、こういう見解をこども家庭庁がしているのと、厚労省は譲渡する場合は社

会福祉法人対社会福祉法人という、こういう見解を示しているんですけども、この子ども家庭庁のこの言葉に対してはマニュアルがありまして、その中には譲渡について細かい取決めがありまして、一旦、譲渡法人は保育所等を一旦廃止して、受入れ法人で新たに保育園を新設する必要があるということで細かいマニュアルが書いてあるんですけど、一旦これ記事を見たときにびっくりしたんですけど、この辺の流れは大丈夫なんでしょうか。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 社会福祉法人から株式会社の事業譲渡が可能かどうかという御質問でございますけれども、認可をそのまま引き継ぐということはできませんので、基本的には現行の認可というところは廃止をし、新規に後継事業者の認可を取得すると、そういった流れになります。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 やっぱこういう問題、大事な問題だと思いますので、やっぱり委員会にきちっとこういう問題を報告して議論するということが大事かなというふうに思います。一般質問でやってはいますけど。

午前中もありましたけど、一番影響を受けるのは職員と子どもたちだと思うんですね。今、たんぼぼ保育園の第3分園には、62人の定員に対して55人が在籍をしている。そして、職員の方は15人ぐらい、あしたば会、社会福祉法人のあしたば会の職員が勤務しているという、こういう状況の中で、突然、株式会社に譲渡移譲するということは、午前中の議論の中でも区側から答弁がありましたけども、大きな影響を受けるということで、その辺の対策については指導検査でやるって午前中も言っていましたけど、もう少し突っ込んだ答弁をお願いします。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 在園児と現在の職員に対する御説明というところでございます。たんぼぼ保育園第3分園につきましては、在園児に対して、我々としましても、現行法人にも対してそうですし、後継事業者に対してもそうなんですけれども、丁寧な御説明を保護者様に対して行うようにというところで申し上げておまして、在園児の保護者説明会を6月の6日に現法人からまずは在園児の保護者様に事業譲渡に関する保護者説明会を開催したと聞いてございます。また、現在働いていらっしゃる方たちにつきましては、こちらにつきましては、後継事業者のほうから既に第3分園の職員様に対し事業譲渡に関する説明会を実施したと聞いてございます。それを踏まえまして、今後、後継事業者のほうで希望する職員の

方に対しまして個別の面接を行っていくと聞いてございます。

○田中（と）委員長 関川委員。

○関川委員 保護者に説明がいったということですがけれども、子どもたちや働いている方々にきちっとやっぱり説明がいった、株式会社はやっぱり人件費のところで利益を出すというのが基本となっていますので、働いている方々が今までと同じ待遇で働けるように、それから、子どもたちの保育の質が落ちないように、きちっとそれは区として監督管理する必要がある児童福祉法第24条に基づいてあるというふうに思いますので、ぜひその辺のところはお願いしておきたいと思います。

それと、午前中のところで公契約条例の私は話をしましたが、この保育の分野については公契約条例は及ばないのでしょうか。公契約条例できちんと最低賃金を確保するとかということまで及ばないんですか。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 ちょっとこの場で公契約条例にちょっと適合するかどうかというところは、ちょっと私のほうでは情報持ってはないんですけども、少なくとも雇用が継続されるということの中におきまして、しっかりと人件費というところもとらまえて、必要な補助というものは行っているという現状でございます。

○田中（と）委員長 いいですか。

それでは、田中香澄。

○田中（香）委員 それでは、私のほうから、岡崎質問の中で猛暑時の子どもの居場所、それに伴いまして、アクティのおやつのことを大まかに聞きたいと思います。二つ目は、こどもの権利推進リーダーのこれからと若者の居場所、また、若者の声を今後どうやって取りまとめていくのかということが二つ目。三つ目に、子育てガイドのスマホ最適化への改善案をこれまでお願いをしてまいりましたので、そのあたりで新しい子育てガイドをどのように反映していただいたかという3点についてお伺いしたいと思います。

猛暑時の子どもの居場所については、我が会派だけではなく、多くの皆さんも同じ共有している課題かというふうに捉えております。協定に基づく運営事業者である元町ウエルネスパークさんの御協力によって、昨年は8月31日に開放していただいて、多くの親子の方たちが涼しい中で遊ぶことができたと感謝の声が届いております。そして答弁にもよりまして、今年もそういったウエルネスパークにも御協力いただいて、今年も実施をするというふうに伺っております。それは8月、また最終日なのか、いつ頃なのかということが分かっている

ば教えていただきたいということが1点目。

そしてまたスポーツセンターと総合体育館、プール、これは非常に区民が広く利用をしていて、なかなか難しいというような御答弁だったかと思うんですが、これはなかなか難しい、あ、これはここで答えてくれる人がいないということですね。それは、じゃあ、いるところでやらせていただきたいと思います。

大塚課長がいらっしゃるので、こどもひろばの事業において御答弁いただきましたので、区立小学校3校で延べ27回の体育館開放を実施していただいたということなんです、今年度はどのような取組をしていただけるかということと、7月、8月、満遍なくそういった場所が開放されるといいなということがございます。ですので、そういった時期的な部分も併せてお考えを、前向きな御答弁をいただけたらありがたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それから、アクティのところは、居場所の中で育成室やアクティやこどもひろばというような御答弁をいただいた中で、アクティのほう、御要望の中で、先般、お子さんからいただいた大事な子どもの声なんです、千駄木小学校に通っているんですが、おやつがまだスタートしてないので、ぜひ補食のスタートをお願いしたいということだったんですが、それができている学校が3校だということですので、その実施に向けた基準、そういったものがどういった形であるのか、どうすれば補食の開始ができるのか、そのあたりを御答弁いただきたいと思います。まずお願いいたします。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 まず、猛暑対策、いわゆるこどもひろばの部分に関しましては、去年はちょっとスタートが若干遅かったというところが、そこは反省点で、27か所しかできなかったというところがございますが、今年度は非常に早い段階で学校長のほうにお願いをさせていただいているところもあります。3校27という形よりは、かなり多めでできるのではないかと、今、ちょっと集計中という形になりますので、集計がまとまり次第、ホームページ等を通じて伝えてまいりたいなというふうに思っておるところであります。

それから、アクティのお菓子の提供の部分であります、現状は今3か所、誠之小学校のアクティと根津小学校のアクティ、それから、今年から柳町のアクティというところでお菓子を提供させていただいているところになります。前提条件としましては、アクティの終了時間が18時30分、6時30分まで拡充しているというところがまず第1条件となっております。そうした場合には、今、アクティ20か所、20校でやっているんですけども、この6時半までや

っている部分としては、12校が該当する、今、状況になっております。これは提供時間を一律17時以降というふうに定めているところがございますので、17時以降で利用人数が多い施設と我々は認識しているところになります。さらに、補食の場合につきましては、年1回、利用者へのアンケートをとらせていただいています。その中で、要望としてお菓子の提供がぜひ行ってほしいという要望が多かった場合、さらに補食に関しては保護者が実費負担をするような形になってきますので、通常の活動場所とは異なる場所でお菓子の提供をしなきゃならないという形で場所の確保が二つ目、さらに、これらの条件がクリアになった後に、アクティの運営委員会、いわゆる学校と、それからPTAと、そちらのほうで議論を重ねた上で、必要性があった場合については導入という形になってくるかなというふうに思いますので、まずはアクティの運営委員会のほうで御議論いただくような内容になるかと思っております。

お菓子は、どうしても大きな袋で買うような形になってきますので、実際に5時以降で利用されるお子さんが少ないところになってくると、コストがどうしても上がってしまうというところがありますので、利用者が多いところが大前提かなというふうに我々は思っております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 詳しくありがとうございます。子どもの声が上がっても、実現するのはなかなか難しいのかなというふうに思ったんですが、そういったプロセスがあるんだということをお子さんと保護者の方にもお伝えをして、働きかけをしていきたいなというふうに思います。

ちなみに、千駄木小学校は5時以降の利用が少ないということではないでしょうか。

○田中（と）委員長 大塚児童課長。

○大塚児童課長 今、お話しいただいた千駄木小学校ですが、1日の平均利用者数が46名という形になっておりますが、17時以降の利用者は10名を切ることがある状況になっておりますので、やはりそこら辺の部分としてはコスト面で課題があるかなと思っております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 10名のうちの1人だったんですかね、本当に、ただ、やっぱり何か柔軟に考えたらいいななんてね、ちょっと思ったりもするので、また御相談させていただきたいというふうに思います。

また、早くお声をかけていただいて、学校長等に呼びかけていただいていることも心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

引き続き、こどもの権利推進リーダーの今後の取組というところなんです、かねてから私どもの会派で、子どもの声を常設的に聞くといった会議体とか、その設置をお願いをしていたところなんです、こどもの権利推進リーダーというのがまさにそれなのかなというふうにとらまえておりました、1期生、2期生。そして、これから続いていくのであればOB、OG、そういった、何というんでしょう、宝のようなそういった方たちをもう引き離しておくのではなくて、何というんでしょう、続けて、その方たちにも参画していただいて、できたら若者のほうに移行する部分にも寄与してもらえたらいいななんていうふうにも思っているところなんです、そういった会議体のようなものがこどもの権利推進リーダーなのか、そのあたりのお考えを伺いたいということと、それから、若者の居場所が間もなくオープンしますけども、その準備状況。それから、同じように若者の声も常設的に聞いていただきたい。それは、これからオープンするラウンジのほうでやりますよというようなお話ではあったんですが、それも、例えば9月なり来年度の予算に関わるようなことであれば、なるべく早めに若者にも投げかけるような機会を提供していくとか確保していくということが重要なのかなというふうに思いますので、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○田中（と）委員長 鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 こどもの権利推進リーダー、現在2期目、1期目は条例の前文を中心に活動しておりまして、2期目につきましては、子どもの権利全般の普及啓発を行っているところで、今週、ちょうど3回目会議が行われるところでございます。すごく活発な議論もいただいております、今年も動画、子ども向け、大人向けの動画をつくる方向で進んでいるところでございます。条例、子どもの権利の周知啓発が中心ではございますが、そこで出た子どもの意見等は、必要に応じて関係所管に引き継いでいって、施策に反映できればというふうに考えています。

子ども、いわゆる子ども会議というものは、区ではこの中・高生によるこどもの権利推進リーダー会議と呼んでおりますが、今後も、今、2期ですが、3期、4期に続いていけるように、そこに参加している中・高生の皆さんが子どもの権利の普及啓発の中心を担っていただけるように、我々も進行管理をしていきたいと考えております。

もう一つ、若者の居場所の進捗でございますけれども、8月の7日金曜日オープンに向けて、今、私どものほうで準備を進めているところでございます。先月、運営事業者も決まりましたので、その事業者とともに、通常の利用、それから、月2回程度行う交流イベントの

内容、そういったものも、今、固めているところでございます。若者の声を聞く機会につきましては、その月2回程度実施をする交流イベントの中でも、区政への提言ですとか、若者の声を聞く機会というのを定期的に設ける計画でございます。こうした取組を通じて、若者計画と連動しながら、若者の声を施策に必要なに応じて生かしていけるように展開をしていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 いろいろありがとうございます。ということは、こどもの権利推進リーダーという名称なんですけど、子どもの声をこれから聞いていく母体みたいな形になっていくのかなというふうに私たちは捉えております。せっかくなので、やはりこれを母体にしてやっていくのがいいのかなというふうにも思っております。

また、若者のほうは、事業所が、事業者さんが決まったということで、そういった事業所さんの特性みたいなものとか、あるいは、そういった周知とか発信を、それが肝になるのかなというふうに思うんですが、そのあたりの工夫のしどころみたいなものをちょっとお聞きをしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 こども政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 選定された事業者につきましては、若者支援をこれまで持っていた実績というのは特にはないんですけども、これまで保育園ですとか学童クラブ、こういったものの運営を中心に行ってきた、子どもに携わってきた事業者さんでございます。まだその事業者さんと、どのように周知をしていこうかというのは、ちょうど2か月を切っておりますけども、今、ちょうど検討中でございますので、なるべく多くの区民、区内にお住まいの19歳から39歳の方にしっかり届くように検討を進めていきたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後に、子育てガイドの件ですけれども、御答弁いただけたらと……。あ、できる。お願いします。

○田中（と）委員長 こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 子育てガイドにつきましては、2026年度版が今月完成いたしました。議員の皆様にも区民の皆様にもお配りをさせていただいているところでございます。特徴としては二つございまして、一つは民生委員さんと一緒に、親目線にはなったりするとこ

ろがあるんですけども、中身のほうの充実を図ったところでございます。今回、特徴的なところが、見開きがあるんですけども、子どもサポート、子育てサポート一覧のところ、ちょっと微修正ではあるんですが、給付に関する行を少し設けさせていただいたところでございます。

もう一つが、まだちょっとこれは、今、保健衛生部とまだちょっと調整中ではあるんですが、ホームページのほうに、従来、委員からも御提案をいただいていた給付に特化したページというのを、今、作成中でございますので、なるべく早いタイミングで、今月、来月ぐらいには出来上がる想定で、今、計画をしておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。楽しみにさせていただいて、区民の方たちも待っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以前、これがPDFがずっと電子版としてホームページにも並んでいて、なかなか検索ができないとか、様々そういった部分があったんですが、単なる電子化だけではなくてという、その改善をしていただけたかどうかというのは御答弁いただけるのでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 現時点でやっていただいた事業者さんとは、電子書籍のようなページでめくれるような形に、今、できないかというのをちょっと調整中でありまして、あとはクリックするとその該当ページに飛ぶというのは、ちょっと現時点ではできない状況でございますが、なるべく区民の皆様に御利用しやすいような改善というのは毎年行っているところでございます。

○田中（と）委員長 田中香澄委員。

○田中（香）委員 最後にすいません。文京区LINE公式アカウントがあったり、子育てのページに特化したり、いろいろしているんですが、やっぱり、であるならば、せっかくなつくつてくださって、親目線というか、確かにそういう温かみはすごく感じる重みのあるガイドなんですけれども、これもすごく伝統的なものなので、もうこれはこれ、あれはあれということではなくて、連動して、しっかりスマホの最適化に努めていただいて、使っていただける方たちを本当増やしていただきたいなと思っています。そのあたりの改善はぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○田中（と）委員長 続いて、沢田委員。

○沢田委員 4点です。まず、報告1の続きのところからです。保育士の質の担保について、御報告事項1の質疑で、保育事業者の撤退や事業継承に伴う保育士の質の低下にどう備えるかって伺った。委員長から、その先は一般質問でということだったので、ここで伺います。

実際、介護では、申し上げたとおり、事業者撤退による従事者の大量離職が起きている。同じ轍を踏まないためには、先手を打って備えておくべきなんじゃないかという話です。ここから、ちょっと具体例なんですけど、まず、保育従事者のニーズの把握ができる。あとは保育事業者の質の把握もできるんじゃないかという話です。

1点目のほうからいきますね。保育従事者のニーズなんですけど、例えば就労継続の要因です。先ほど申し上げた現場の保育士が、就労環境とか勤務条件の中の何を重視しているのか。それから、どうすれば生き生きと働き続けられるのかというのをあらかじめ把握しておけば、事業継承スムーズにできますよね。区は今もLoGoチャットで現場の保育士の声を匿名で把握しているはずですよ。そして、先に言った第三者評価の職員アンケートも活用できます。介護と同じようにですけど、匿名の従事者調査だって実施できるわけです。これらを組み合わせれば備えられると思うんですが、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 現時点では、今、御提案いただいたようなアンケートというか、匿名性のある調査というものをちょっと実施するという考えは、まだ今の段階ではないんですけども、我々といたしましては、繰り返しとなりますけれども、様々、指導、巡回指導もそうですけれども、指導検査、そういった機会をとらまえまして、保育園のお声というのは聞いてございますので、そういった機会も含めながら保育所の支援をしてまいりたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 分かりやすい御答弁ありがとうございます。巡回指導と指導検査で、これ今までもずっとこのセットだったので、それで、今回のような事業継承がちゃんとスムーズにいけたらいいですねという話なんですけどね、ぜひ今後を見据えながら対策を練っていければと思います。

もう一個なんですけど、保育事業者の質も把握できていると思うんですよ。質の高い継承事業者につなげばというような提案をしたんですけど、区は既に区内の事業者、民間事業者については質を把握しているはずですよ。例えば給与体系、休日、福利厚生などはすぐ把握でき

ますし、巡回指導、あと指導検査とおっしゃいましたよね。第三者評価だって活用できます。指導検査の指摘事項はすぐ集計できますし、第三者評価だって毎年受審している事業者は選別ができます。従事者調査というのは今のところ区としてやる予定はないということだったんですが、私の知る範囲で区内の事業者、民間事業者で独自に実施しているケースもあるんですよ。そのような質の高い事業者は区としても把握しているはずなので、例えば事業継承で大量離職みたいなことが起きる前にですよ、保育のほうは避けられるはずなんです。その質の高い事業者を把握して、継承事業者としてつなぐといったことができると思うんですけども、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 御指摘いただきましたとおり、様々な指導検査等、各種調査も含めまして、実態として把握することができるかどうかでいうと、把握することは可能かとは思っております。しかしながら、繰り返しの御答弁になりますけれども、最終的に後継事業者のところのいわゆる雇用に関する条件等については、区としては、繰り返しですが、雇用の継続に配慮を求め、保育の質が低下しないように、それは後継事業者も含めて要請はしてございますので、最終的に雇用の部分をどうするかというところは、なかなか区としてその判断の是非について具体的な介入は難しいと考えてございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 それはいいんです。要は、後継事業者を選ぶというか、後継事業者がどこになるかということが大事で、質の高い事業者がちゃんと選ばれるような仕組み、仕組みじゃないんですけどね、そんな流れに区も後押しできるといいなという話でした。

次行きます。

（発言する人あり）

○沢田委員 何ですか、もう4分過ぎているんで。次、こどもの権利条例の実効性の担保策なんですけど、先日、本会議で質問したこどもの権利擁護委員です。選任のプロセスに子どもの意見を入れる、つまり選考委員会形式を提案したんです。難しいという、何か淡々と、そういう答弁だったんですけど、理由はどうなんですか。これ実際に難しいというところの具体的なハードルがあればお伺いしたい。あと、解任についても、解任理由を公表してはと聞いたんですけど、これも問題があればお聞かせください。

要は、区長が選んで、区長の判断で辞めさせるというような状況だと、区長に正面から物が言いにくくなると思うので、そうならないようにということです。これ昨年度のこの委員

会の研究会でも講師から口を酸っぱくして言われましたよね。行政に改善を求めたり制度を変えていく側の役割なんだから、行政からの独立性が肝だということですけど、いかがでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 まず、権利擁護委員の子ども、子どもからの選任、選考に関してでございますけども、なかなかちょっといろいろ我々もシミュレーションしてみたんですが、難しい課題が幾つかございまして、これも区長の答弁からもさせていただいておりますけども、評価基準の担保ですとか、あとは専門性の高い職務に対する理解、それから、子どもへの心理的な負担ですとか、あとは、選考ということは、当然、複数候補が出るわけですけども、それで選ばれなかった方、選ばれなかった方が、ちょっと外部に漏れてはしない、漏れてはしないかというようなところが幾つかちょっと課題があるかなというところで、ああいった答弁をさせていただいたところでございます。

権利擁護委員の解職につきましても御質問をいただいておりますけれども、条例において、これもちょっと区長答弁をなぞる形になりますが、心身の故障のために職務を遂行できない場合や職務上の義務違反など、客観的かつ厳格な事由がある場合に限り認められているものでございますので、委員が職務を遂行する上では、独立性と身分保障については、区としては十分に確保されているというふうに認識をしているところでございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 申し上げたいことはいろいろあるんですけども、少なくとも、ちょっと解職については客観的、今、列举されたようなことが、その具体、個別具体的な客観的な理由が公表されるような形で、せめてそのブレーキをかけていただきたいというのが1点です。

もう一個、これに関連すると、子ども議会の話もあって、先ほど、多分、私、本会議では子ども議会という表現をしたから、区長が議会のほうで考えたらいよいよというような話をされたんだと思うんですけど、子ども会議と呼んでも基本一緒なんです。すいません、その表現を間違えたからそういう御答弁だったんだと思いますけども、申し訳ありません、ちょっとおわびします。ただ、この委員会での議論が帳消しになったわけじゃないですよ。だから、その名称はいいので、実際にそこで議論をして子どもたちが政策をつくること。そして、子ども参画予算で予算化をする、実施結果の評価や改善をまた子ども会議で行うという、その子ども自身による政策サイクルを回すことができるかということが大切だと思うんですけど、このあたりの所管の認識はいかがでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 こどもの権利推進リーダーの会議につきましては、先ほどの田中委員のところで御答弁差し上げたとおりでございますけれども、現在の2期生については条例の周知啓発、子どもの権利の周知啓発を行っているところでございますけれども、その会議の中で出た意見につきましては、必要に応じて関係各課に共有をさせていただいているところでございます。所管課といたしましては、今のこのリーダー会議というものを継続をさせていただいて、子どもの主体性を育むような機会としてまいりたいと考えておりますので、将来的には、田中委員や沢田委員が御提案のあったような会議というの、当然、視野には入っているところでございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 くれぐれもですけどね、意見を聞いて終わりにならないように、その政策に反映されるところを可視化できるようにしてほしいんですよね。関わった人だけじゃなくて、一般の若者たちにも見えるようにしてほしいのでお願いします。

次です。子ども・若者が住み続けられるまちづくりについてなんですが、これも本会議に関係するんですけど、前々回、この委員会で、若者計画の報告のときに、若者の生の声を受け止めてほしいという話をしたんですね。要は、若者の全数調査の中で経済的な不安とか居住継続の不安など具体的な負の要因が見えてきたからです。私はジェントリフィケーションの問題だと呼んでいるんですけど、区が一貫して若者世代の経済支援とか居住支援には後ろ向きなのが気になっていて、先日の本会議でも、人口や世帯数は回復している、住宅ストックも増えているから補助はしないという話だったんですよね。ただ、若者の流出は明らかじゃないですか。全体の人口は増えているけど、若者は減っているんですよ。それでいいと思っているのかということ。つまり、若者が減って現役世代が増えればいいと思っていたりするんですか。若者の代わりに、ばりばり働いて、どんどん納税してくれる世代が増えればいいと思っているように聞こえてしまうから、そこだけちょっとはっきりとお伝えをいただきたいということ。具体的には、ブラックホール自治体とか言われていますよね。人を吸い込んでいると。でも、その分、吐き出してもいるわけですよ。今は全体で見るとプラス、プラマイすると転入超過ですけども、転出者が減っているわけじゃないんですよね。要は、転入者が減ったら、すぐ転出超過に変わってしまうような構造です。言わば自転車操業だと思うんです。こぎ続けなければ、つまりこぐというとあれ、転入を促進し続けなければ倒れてしまうような状況では問題だと思うんですが、御認識はいかがでしょうか。

○田中（と）委員長 鈴木こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 若者の転出が増えているというのは、35歳から39歳の段階のみ、確かに転入より転出のほうが上回っている状況でございます。ただ、これも区長の答弁で申し上げましているとおおり、当然、その居住費の負担が大きいとの声は、当然、区としても把握をしているというところではございますけれども、この若者の支援、若者に特化した住宅支援につきましては、支援対象の範囲ですとか、恒常的な財源の確保、こういったものに課題があるという認識をしております。区は住宅支援は行ってはおりませんが、そのほかのソフト対策等で若者に対する、住み続けたいと思っていただけるように、様々取り組んでいるところでございますので、そういったものを若者計画に中に取り込まれているそういった事業を一層充実させることで、なるべく多くの若者にそのまま住み続けていただける自治体になるように、担当課としては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 本当は突っ込んでお伺いしたいのは、その構造的な課題なんです。どんな構造があって、どうすればそこをクリアしていけるのか。要は、ここはこども未来部、そして子ども・子育て支援調査特別委員会ですからね、私たちがどんな未来をつくりたいのかということなんです。少なくとも、今、住んでいる人たちが安心して、今、住んでいる子どもや若者も含めて安心して暮らし続けられる文京区ですからね。若者とか弱者が追い出されて強者が生き残る文京区じゃないですよねというところは、改めて確認をさせていただきたかったということです。

4点目があるんですが。

○田中（と）委員長 全然いいですよ。

○沢田委員 ありがとうございます。

○田中（と）委員長 構造的な突っ込みもいいですよ。

○沢田委員 いいですか。じゃ、ちょっとそこを、今の構造的な課題があるというのをもう少しだけお伺いしたい。

○田中（と）委員長 うん、いいですよ。

○沢田委員 構造的、何ですか、そのおっしゃっていた要は居住、家賃補助とか、そういう支援をする、若者にだけ構造的な課題があるとおっしゃった、そこには。

○田中（と）委員長 若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 恒常的、恒常的な財源について、確保については課題があるとい

う認識でございます。

○田中（と）委員長 恒常、漢字に置き換えよう。でも、さっきの構造的と聞き間違えたのでもっと深い問題があると思ったんだよね。

○沢田委員 そうなんですよ。

○田中（と）委員長 そうではなかったということでした。私的には構造的なんで突っ込んでほしいんだけど、面白いから。何かあるなら、ぜひどうぞ。

沢田委員。

○沢田委員 恒常的というのは、でも施策については全部そうですよね。基本的にはずっと続けるわけじゃないわけですから、今、若者が困っているということに対して、どういう手を差し伸べられるかというところでいうと、そこでいいのかなという話で、構造的って言ったのは、私が想定していたのは、要は若者だけに支援をすると、世代間の格差みたいなものがあるって、高齢者には支援しないのかみたいな話のことをおっしゃっているんじゃないかなと一瞬思ったんですけど、そういうことじゃないですよということを知ったんですけど、そういうことで。

○田中（と）委員長 ことではなかったんです。

こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 限られた財源の中で、やっぱり区全体で優先順位というのを決めていかなければなりませんので、現時点では、若者に特化した住宅施策は実施をしないという考えでございます。若者計画には様々な各種政策がぶら下がっておりますので、そういったものを計画ができた初年度でございますので、私どもが中心となって若者施策の充実に取り組むことで、若者の皆様が住みやすい自治体をつくっていききたいというふうに考えております。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 そのしないという判断の背景を深掘りして伺いをしたかったんですけど。

○田中（と）委員長 いいよ。

○沢田委員 いいんですか。

○田中（と）委員長 深掘りしたいなら、どうぞ。

○沢田委員 はい、そうなんですよ。そこなんです。

○田中（と）委員長 いやいや、あなたが聞くんだよ。

○沢田委員 はい。その、今、判断の根拠が具体的には述べられてないと思うんです。いかが

でしょうか。

○田中（と）委員長 こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 これはちょっと担当課長としての見解でございますけれども、例えば教育行政で申し上げますと、今、小学校、区立小学校20校ございますが、どこも本当に教室が足りてない状況で、大分、教育委員会も頭を痛めている状況であります。そういったことも踏まえて、区総合的に考えて、若者に特化した住宅施策については実施をしない、そういう考えでございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 つまり、若者の家賃補助とか支援をすると、若者だけを支援をすると、子どもの数が増えて教室がまたパンクするとお話しになっているんですか。

（発言する人あり）

○沢田委員 ああ、そうですか。反対かなという気もする、反対ではないにしても、まあいいか、ちょっとそういう議論を本当はしたかったんですけど。

○田中（と）委員長 したいね。

○沢田委員 したい。

○田中（と）委員長 どんどん、どんどん。

○沢田委員 四つ目もあるんですけど。

○田中（と）委員長 それはおかしいなって言ってもいいと思うんだけど、まあ、やりたいようにどうぞ。

○沢田委員 ええ、いかがですか。若者支援をすると、要は今の子育て世代の数が増えて、結果的に小学校のパンクを加速するんじゃないかというような話なんですよ。

○田中（と）委員長 それは大事だよ。

こども若者政策課長。

○鈴木こども若者政策課長 担当課長としては、そういった認識で持っているところでございます。

○田中（と）委員長 なるほど。

沢田委員。

○沢田委員 それはちょっとどうかと思うんですけど、そうだな、ちょっと次に、もう一度、これに関しては議論させていただきたいと思います。一步前進があったので大変ありがたかったです。

4点目行っていいでしょうか。

○田中（と）委員長 どうぞ。

○沢田委員 児童相談所です。これも実は前回ちょっと時間切れでできなかったところなんですけど、児童相談所をもっと身近に感じてもらう方法があるんじゃないかと思っているんですね。前回のお話だと、区児相の設置意義が広く区民に伝わってないんじゃないかという話をしたんです。具体的には、第三者評価の活用を提案しましたよね。一方では、文京区ではまだちょっと準備期間が必要な、来年度とか再来年度かなみたいな話があったんですけど、そういう積極的な情報公開を児童相談所としてもやっていくべきじゃないかと。関係するところでいうと、前回お話のあった里親サロンとかありますよね、フォスタリング機関がやっている事業ではありますけれど、こうした新しい取組が好評だということでした。具体的には、参加した人が今まで児相って何か神秘的のベールに囲まれて包まれているみたいなイメージだったけど、そうじゃないんだな、もっと身近に感じられたみたいな話があったそうなんです。そういった児相が何か遠い存在みたいな、そういうハードルを解消するような取組というのはほかにもされているんでしょうか。

○田中（と）委員長 佐藤副所長。

○佐藤児童相談所副所長 児童相談所のところの、いわゆる様々な感じる壁といいますか、親しみにくさというようなところに対する対応というようなところがございます。今、委員からお話ありましたとおり、区の児童相談所を設置するこの意義というようなところからお話し申し上げますと、これは東京都の児童相談所を利用された方ですとか、東京都の職員から話が聞き及んだというようなところがございますけれども、今、委員からお話あるようなところで考えられるのは、まず、都児相で行かれた保護者の方のところから区児相でお越しになったお母様、お父様から聞きますと、まず、一つは距離的な壁というようなところで、どうしても区の中に都の児童相談所はなかったものですから、新宿区まで行かなくてはならないという部分でありますとか、あるいは区の地域資源と、もともと自治体として異なる都の児童相談所に行って、都の例えば助言指導を受けるというようなところから、非常に心理的に遠くに感じるというようなお声があったりとか、あるいは都の児童相談所職員のほうからも、管轄の区域が都児相は広いものですから、調査や出張ですとか見立てにかかる時間というのはどうしても時間がかかると。そうすると、保護者の方へのレスポンスもどうしてもお時間がかかる傾向にあったりというようなところからの遠さというようなところは感じられているというようなところがございました。

今、委員からお話ありましたとおり、例えば本区におきます第三者評価というような、児童相談所の評価というようなところ、これもしかるべきときにきちんと受審するというようなところを検討しておるといふようなところもありますし、あとは、できるだけ区の児童相談所ができる限り身近に感じられるところというようなところの取組といたしましては、今現在もそうなんです、児童相談所とこども家庭支援センターとの迅速できめ細かな事案の共有、支援の展開でございますとか、あと、私ども運営していく中でしみじみ思いますのが、できる限り事案の初期の段階から支援を入れていくということで重篤化を防止するというようなところ、あるいは専門機関、我々児童相談所、こども家庭支援センターだけでなく、今、委員からお話ありました里親サロンでありますとか、関係機関や地域の近いところで児童福祉を捉えていく、セーフティネットを御家族の中に構築をしていくというような地道な取組のところで、区民の皆様のイメージを実感として親しみやすいものに転換していくような努力を重ねてまいりたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 沢田委員。

○沢田委員 すいません、時間を超過しているのでまとめます。要は、児童相談のスティグマ解消ということを意識していただきたいということで、今のような現場での技術的な話もありますし、そのイメージというのがやっぱりあると思うんですよね。いろんなところにこびりついているイメージ。まず区児相ができて、あんなきれいで明るい雰囲気の子相ができた、あそこに行ったら、あ、今までのイメージと違うなって思うところあると思うんです。私も保育の現場で実際働いていて、児童相談所の職員さんが来たら、もう黒服で、何かがちがちで、ちょっとこんな人に囲まれたら、囲まれて面談されているのを見られるのも嫌だみたいな雰囲気とかあったりしたわけです。そういうイメージの解消というのもあると思いますので、ぜひ含めて今後も取り組んでいただければと思います。

以上です。

○田中（と）委員長 続いて、金子委員。

○金子委員 一つ目は、私もちょっと千石西保育園のアスベスト撤去工事を具体的に聞きたいんですけども、工事を1年先送りにして、代替保育についてはさらに検討するというのは分かったんですけどね、それを具体的に聞きます。この間、聞いている工事の工程というのは、金曜日に工事の準備をします。土・日で撤去工事をやると。月曜日は、撤去工事そのものはないけども、飛散、空気中に保育園のね、園舎の空気中にアスベストなどが飛散していないか、沈殿したかどうか確認をします。その沈殿したかどうか確認がとれるのはお昼だという

説明なんです。そうすると、土曜日は代替保育をどこか別の保育園でやるにしても、月曜日の午前中は、もしかしたらまだ飛散しているかもしれないというところで保育がやられるということになるんじゃないですか。1年かけて代替保育を検討するというんだったら、その月曜の対応についても代替保育を検討していただきたいんですよ。ただ、月曜日はみんな保育やっていますからね、保育園ね、なかなか厳しいというのがありますよ。千田議員の質問で紹介した区の専門家委員会のね、さしがやの事故の冊子の中では、幼児保育課の文章としてこう言っているんです。本来、アスベストがある建物の工事は誰もいないときに安全対策を十分に講じて行うべきところでしたが、認識不足で保育中に工事をやってしまったということなんです。この文章は、飛散性のアスベストがある工事は誰もいないときにとは言っていないんですよ。アスベストがある建物工事は誰もいないときというふうに言っています。ですからね、そこに保護者の方、もちろんそれは子どもの権利という点では子ども自身の心配はあるというふうに思うんですけども、月曜日の対応が仮にとれないんだとしたら、先ほど言ったような、関川委員が提案したような代替園舎というのも、この間の経過に鑑みて検討していただきたいと思えますけども、月曜日の対応については検討していただけますね。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 月曜日に検査をして、その結果がお昼頃に出るというところの御説明は、お昼ですね、それはそのとおりです。工事の工程をちょっと逆算というか遡りますと、現時点では金曜日にアスベストの隔離養生の養生の検査をして、土・日に撤去作業をします。そこから月曜日の検査をするというようなスケジュールを、今、組んでいるところですけども、これを例えば半日程度早めまして、日曜日中に検査をして、日曜日の夕方には結果が出るというようなことも場合によっては可能性としてはあるかなと思っております。そうなれば、日曜日には検査の結果が出て、それに応じて月曜日の対応ということをとることができますので、もし具体的に対策をとるとしたら、現時点ではそういうようなことが可能性があるかなと思っております。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 少し時間がかかりますので、十二分に検討していただきたいというふうに思います。

このさしがやの検証の本を読みますと、その工事の現場でね、工事が要するに重層下請でやっていましたので、二次下請、三次下請のところアスベストについての認識がない業者

が入っていたと、労働省が入ってしまったというのも原因だというふうになっているんですよ。工事の仕様は、今、いろいろ検討されていると思うんだけど、そういう中でこういう事故が起きておりますので、ただ単に区が、ただ単にという言い方はないけれども、区が一生懸命対応をとったとしてもね、委託でやるわけだから工事は、これで起きてしまう、そういう現状起きているわけだから、それを回避できるのは代替園舎だというふうに私は改めて思いますけども、それはそのようにまた改めて言うておき、二つ目の、私の共産党の代表質問で一般質問しました指導検査の結果について、二つの園の検査の結果を示して、どういう対応をとられたんですかというふうに聞きました。その答弁が、聞きたいんですが、一つは身体拘束をやっていたと、簡易なね、これは入眠時に許容されているベビーラックだったというようなことなんです。これは一体何なのかということと、それから、指導検査の翌日にすぐ改善されたというんだけど、翌日ということは、何というか、それまでどれぐらい活用していたのかとかということについては、どういう状況だったのかということも聞きたいというふうに思います。

それから、二つ目の園では、それから、ごめんなさい、その最初の園では、立替えをお金をしていたと、本社に。それは戻しなさいということ。それから、二つ目の園では、弾力運用の協議額以上のお金を弾力運用していて、それは戻しなさいというふうになっているわけですけども、この弾力運用については、適正な保育をやっていることを条件に弾力運用が認められているわけでしょう。この答弁は、そういうふうに言っているんですよ、改めて。これいつもの答弁なんだけども。しかし、指導検査をやって、これは不適切だからお金を戻しなさいって言っているわけですよ。だから適正じゃない保育やっていたわけでしょう。そこで弾力運用をやっていたという、この答弁矛盾しているんじゃないですか。少なくとも、このA園、B園については弾力運用はもう認めないという措置をとるべきではないですか。この区の区長の答弁どおりだとしたら、ということなんですけど、いかがですか。

○田中（と）委員長 3時となりましたので、休憩に入ります。

午後 3時00分 休憩

午後 3時29分 再開

○田中（と）委員長 それでは、子ども・子育て支援調査特別委員会を再開いたします。

金子委員の質問に対する答弁からお願いいたします。

内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 弾力運用に関するお尋ねでございます。まず、1点目のベビーラ

ックの使用でございます。こちらの部分につきましては、ベビーラックを使用する当該児童につきましては、発達上の配慮を必要とする児童でございます。発達の違いが見られ、ほかの児童との生活リズムが異なっておりました。そのため、入眠時のみ、このベビーラックを使用するということでしたが、そちらが長期間にわたったというものでございます。こちら、翌日には改善をということでございますけれども、本区としましては、そういった入眠時の対応等につきましても、いずれの指摘事項につきましても、指導検査の翌日には改善されていることを令和6年度に園から提出された書類等で確認をしているというものでございます。

また、年度を越えて補填をしたことであつたり、まだ協議額以上の取崩しというところがございますけれども、区としましては、補助金の審査事務でしたり指導検査等において適正な請求や会計処理が行われているかを確認してございます。貸付金、一つ目の園の貸付金につきましては、それ自体が国の通知に反するものではございませんが、当該年度内に限って認められるものが年度内に補填されていなかったことが指導検査の対象となつてございます。また、もう一つの園の協議額以上の取崩しにつきましても、協議額以上の取崩しがあつたというところを踏まえまして、指導検査の対象となりました。しかしながら、我々の指導検査を継続して行うことによりまして、最終的には6年度の決算で精算を行っているということを確認してございます。いずれの部分につきましても、確かに経営等通知のところに書かれているところで、いわゆる適切ではないところがございましたので、その点につきましては、我々として指導させていただいてございますけれども、直ちにそれをもちまして適切な施設運営が確保されていないということまでは言い切れないものであるというふうに考えてございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 直ちに適切でないとは、適切でないとは言い切れないというのは、なかなか歯切れの悪い答弁にならざるを得ないというのはね、文京区の理事者の皆さんに責任があるんじゃないかと、こういう弾力運用をやっているということそのものがね、そういう事態を生んでいるということを捉えて、こういうものは扱わないと。少なくとも、認可保育所の認可権限がもう区に来ているわけですから、少なくともこういう適切でない運営をやっていたと認めるところについてはね、区として、この弾力運用を見合わせるのか、そういう対応は必要だというふうに思います。その委託費は、その園の委託費でそこで使われるというのはもう大原則なわけですから、それに対する例外としてこれ認められているわけで、区として適

切でないことを見つけている園についてはね、運用を認めないというふうにするのが妥当だと私は思いますので、そのことは申し上げておきたいと思います。

それから三つ目は、この間の6月1日の日に、区立根津保育園に、午後1時過ぎに消防車、それから救急車が複数台集結というか、要請があつてね、集まるという事態が発生しております。これは火事、救急車や消防署来ている、救急車来ているので、火事だというふうに思われますけども、一体何が起こったのか。それから、被害は、原因は何だったのか。それから、被害はどの程度だったのか。特段、子どもや職員の皆さんに被害はなかったのか。それから、再発防止策としてはどのような対応をとったのか。一連の御説明をお願いしたいと思います。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 根津保育園におけます事故に関するお尋ねでございます。こちらにつきましては、事故が発生しましたのは6月の1日と伺っております。具体的には、13時過ぎでございますけれども、離乳食を準備している中において、にわかにかげ臭さが強くなってきたというところで、ガス台のほうに寄りますと煙が出ているというところを発見したと伺っております。こちらの部分につきましては、園におきましては、直ちに調理器具のガスを消すとともに、元栓を閉めた上で、速やかに消防署のほうに通報したというふうに伺っております。その後、消防署のほうに2時過ぎに到着いたしまして、消防のほうで火元を発見をし、最終的には消火活動に入ったというふうに伺っております。

今回の火災の、火災事故の原因でございますけれども、今回の事故につきましては、いわゆる調理機器に、具体的にガスコンロになりますけれども、そちらに調理に用いる補助用具、鍋敷きと伺っておりますが、そちらが誤って落ちてしまったと、そういったことに気づかないまま調理を行ったことが原因というふうに伺っているところでございます。当日の被害状況でございますけれども、すぐに火自体は燃え広がることなくすぐに消火をされたということで、在園児の方、職員も含めて、けが人等は発生はしておりません。

こちらの部分につきましては、我々のほうでも火事のあったすぐに、翌日なりますけれども、現場のほうにも伺いまして、我々職員のほうでもしっかりと中身を見させて、調理室を見させていただいております。その中では、やはり今回、その調理器具がちょっと紛失していたというところに気づかないまま調理をしていたというところもございましたので、運営事業者のほうにつきましては、調理に用いる補助用具、そういったものの管理徹底を含め、安全管理の徹底を要請することで再発防止に努めているところでございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 分かりました。被害がそれほどなかった、特に子どもや職員の方になかったというのは幸いだったというふうに思います。原因についても把握していただいておりますので、やはり器具の紛失というのが原因だと、気づかなかったことが原因だったということなので、再発防止に努めていただきたいと思いますし、やはり保育園での火災の事故ですから、きちんと発生した後に把握していただいてね、やはり区立でもありますし、議会にも報告いただければというふうに思っておりますので、その点はよろしくお願いします。

それから、最後に、認可保育所の、特に私立保育園で、今、冒頭の今日の報告事項にありました、100か所に及んでおります。私立保育園ですね。これから暑い夏の時期を迎えます。そうすると園庭がないという問題は、この間、ずっと議論になってきたわけでありまして、プールがないというのもあったんですね。当然、園庭がなければプールもないと。プールを組立て式で用意している保育園もそれなりの数あると思うんですけども、昨今の暑さ等々の事情があるようなんですけども、プールができないと、このシーズンね。そういう保育園も出てきているやに利用者の保護者の方からお聞きをしております。

そこで聞くわけですけども、この保育園、プールのない認可保育園などでは、コロナの前、コロナの前にはプールのある区立保育園などに歩いて行ってプール遊びをすると、もらいプールというようなことがかなりやられてたんです。それが、コロナの時期なかなかできなくてというのはあったと思うんですけども、今、どうなっているのか。それから、私立認可保育所のそういうプールを持っているけど使えないというような状況になっている園というのはね、どれぐらいあるのか、区できちんと掌握して、する必要あるんじゃないかと思うんですが、保育条件、保育の質に関わる点なので、今、つかんでいることがあったら答弁いただきたいというふうに思うんですけども、いかがですか。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 私立保育園が区立保育園のプールを使うと、もらいプールと、今、委員おっしゃいましたけども、コロナ禍前にはそういうような状況があったということは把握はしておりますけれども、現時点ではそのような状況はないということでございます。これは、昨今、夏の暑さ対策ということで、こども家庭庁も教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故の防止、あと熱中症事故の防止についてということで通知を出しておりますけれども、この水遊び、プールを園ですることについて、非常に事故防止のための監視の体制ですとか職員の事前教育、あとは緊急時の対応等、これらをしっかり整えた上でプールの

対応をするということが、これまで以上に求められているということです。

区立園の自園の園児でそれをやることは当然ですけれども、スポット的にいらっしゃる私立園の児童の方を見るということは、この辺の基準に照らしてもなかなかリスクがあるというようなこともありますので、現時点では区立園のプールというのはお貸しはしていないという状況でございます。

○田中（と）委員長 内山こども施設担当課長。

○内山こども施設担当課長 私立認可保育園におけますプールの実施状況についてでございますけれども、結論的に、ちょっと我々のほうではちょっと正確な数というものを把握はしていないというところでございます。やはり昨今、そういった設備があるかどうかというところもございまして、やはり暑さ指数WBGTが一定超えてくると、やっぱりそういったプール活動を中止する事例というところもございまして、我々といたしましては、プールを仮に実施しないという園がある場合におきましては、そこは保護者様への説明を丁寧に行うように保育園のほうには要請していきたいと考えてございます。

○田中（と）委員長 金子委員。

○金子委員 これは保護者の方にそれぞれの事業者の方が説明するのは当然だと思うんですけども、保育条件という点ではね、園庭と並んで夏の対応ということで、いろいろそういうもらいプールみたいな工夫してきた履歴もあるんですよ。今の気候危機というか、変動の中で、できなくなっているというのはあると思うんですけども、利用している子どもの発達条件の確保という点ではね、今後どうしていくのかというのは課題になってくると思うんですね。暑さで外に遊びも行けないし、よくやっているんです、保育園の屋上にプールを出してね、よしずかなんか囲ってやっていたところもできないということになると、ずっと部屋の中にいるのかって話になっちゃう、暑い時期はね。だから、まず現状をよくつかんでいただいて、打開策があるのかなのかということは、保育の質確保という点でやっぱり検討していただきたいし、私たちが利用者さんの話なんかをよく聞いて、現場の話を聞いて考えたいと思いますけども、まずは実態をお互いつかむということで御努力もお願いしておきたいというふうに思います。

○田中（と）委員長 続いて、宮野副委員長。

○宮野副委員長 私からは1点だけ。代表質問で先日お聞きした区立保育園での英語教育についてお伺いしたいと思います。

先日の御答弁では、今後、英語の要素も取り入れた体験型イベントの実施など、機会の確

保について検討していくというふうな具体的な方針をお答えいただいたことにまずは感謝を申し上げたいと思います。現在の業務委託型のイベントの枠組みを活用して、まずはできるところから一歩踏み出すという非常に現実的なアプローチは評価させていただくもので、今後の実現を期待しております。

しかしながら、本来目指していただきたい、日常の保育や遊びの中で自然に英語や異文化に親しむ環境づくりという観点から見ると、年数回の単発のイベントだけでは、私立認可保育園が進めているようなネイティブ人材の配置ですとかALTの定期巡回といった日常的な頻度の高い体験機会には程遠いのではないかなと言わざるを得ないと思っております。人材確保の面ですとか、予算の面ですとかを考えますと、すぐに常勤の配置などが難しいという実情は理解するんですけれども、御答弁いただいた単発のイベントというのは、あくまで初めの一歩というふうにしていただきたいなと思っております。

そこでお伺いするんですけれども、区としては、今回示していただいた体験型イベントの実施を契機として、将来的には人材の配置による頻度の高い英語教育、異文化体験へと段階的にステップアップしていくような中長期的な展望についてはどのようにお考えか。今後の方向性をお示しいただきたいと思えます。

○田中（と）委員長 野苺家幼児保育課長。

○野苺家幼児保育課長 現在、区立保育園では、ALT等の派遣による英語教育は、具体的な日常的なものは実施をしてないという状況でございます。保育園は子どもの生活や遊びを通じた総合的な保育を行う場ということで、現行の保育指針においても、英語教育に特化した保育内容として位置づけるということは、現時点では求められていない状況がまずあります。しかしながら、今、副委員長おっしゃっていただいたとおり、近年、幼児期からの英語への親しみ、国際感覚の育成に関する関心というのは高まっていて、特に私立園と比べられるような状況もあるということは我々も当然認識しています。特に私立園では園の特性を生かすということで、特徴を出すということで、ネイティブスピーカーによる英語活動、英語プログラムがあるということで、非常に好評を受けているということはもちろん分かっているところでございます。取っかかりとして、まずはできることからということで、先日の一般質問の答弁でも申し上げましたけれども、スポット的なイベントの機会を通じて英語に親しむ機会を、来年度以降、実施できればと思っております。

ちなみに、参考までですけれども、7年度、各園でスポット的に行った事業というのが、合計で調べましたら77件ございまして、内容としては、コンサート、人形劇、サッカー教室、

あと和楽器とか影絵、チアダンスということでスポット的な事がございました。これを区立園18園で割りますと、大体1園当たり4件から5件程度年間ということですので。まずはここに英語の要素を少しでも入れることで取っかかりにできればと思っております。

中期的なアプローチについてですけれども、教育の分野でALTを活用していて、特に区立幼稚園、認定こども園でALTが既に始まっているということで、私もたまたま先日、柳町に行って、柳町保育園、柳町幼稚園の様子を見る機会があったんですけども、柳町幼稚園側にALTの先生が多分つくられた英語で書かれた、ちょっとした単語の、単語をあらわした絵とか、ちょっとかわいい模造紙に書いた創作物なんかは英語で表現されているような場面もあって、非常にいい取組だなと思えました。ですので、そういった区立幼稚園、認可保育所の、認定こども園の状況も好事例として参考にしながら、区立の保育園についても段階的に取り入れることは十分検討していく可能性があるかなと思っております。

○田中（と）委員長 宮野副委員長。

○宮野副委員長 ありがとうございます。御丁寧詳しく御答弁いただいて感謝申し上げます。やはりニーズの、時代によるニーズの変化というものも感じ取ってくださっていることとは思うんですけども、地域の保育の質のモデルで区立園があっただきたいなというふうには思っておりますので、保護者の方たちが求められている、そういった特別な日のイベントにとどまることなく、今後、日常的にそうしたこども園や幼稚園のように、異文化、英語に触れられる機会について確保をぜひ検討していただきたいなと思っております。イベントの実施に当たっても、そのための次のステップを見据えた検証も一緒に行っていただきながら、そういった将来に向けてのロードマップを構築していただきたいなということを要望させていただいて、終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○田中（と）委員長 それでは、以上で一般質問を終了いたします。

---

○田中（と）委員長 その他に入ります。

委員会記録についてですが、本日の委員会記録は委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○田中（と）委員長 ありがとうございます。

令和8年9月の定例議会の資料要求についてですが、こちらは7月の24日金曜日を締切りとさせていただきますので、よろしく御確認ください。

○田中（と）委員長 以上で、子ども・子育て支援調査特別委員会を閉会いたします。

午後 3時48分 閉会